

日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う  
年金関係情報の取扱いについての留意事項

【年金関係情報提供マニュアル】

平成31年6月向けデータ標準レイアウト版

平成31年 3月

文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

日本私立学校振興・共済事業団

# 目次

第1章	はじめに	1
第1節	本留意事項の目的	1
第2節	本留意事項の構成	1
第2章	日本私立学校振興・共済事業団による年金関係情報の情報提供	2
第1節	スケジュール	2
第2節	事業団が情報提供を行う事務手続	2
第3節	年金関係情報についての総論的な説明	9
第1	年金給付情報	9
1	年金の種類	9
2	複数の年金の受給	12
3	データ項目の構造	12
第2	年金加入期間情報	14
第3	障害手当金記録情報	14
第3章	事業団が提供する年金関係情報のデータ	15
第1節	データ項目	15
第1	年金給付情報	15
1	年金の種類（年金コード）	15
2	年金基本情報	16
3	年金コードと年金基本情報の階層関係	16
4	直近年金支給額変更理由コード	17
5	年金基本額情報	17
6	年金支払情報	19
7	年金振込予定年月日	21
8	未支給年金支払情報	21
9	障害初診年月日	22
10	再認定年月	22
11	障害等級コード	23
12	障害年金決定原因コード	23
13	障害診断書コード	24
14	第三者行為コード	25
15	業務上・外区分コード	25
16	受給権者続柄コード	25
第2	年金加入期間情報	26
1	年金加入期間情報	26
第3	障害手当金情報	26

第2節	副本登録のルール	27
第3節	各照会条件における情報提供の方法等	28
第1	年金給付情報の照会	28
1	デフォルト（既定）の照会	28
2	時点指定の照会	29
3	範囲指定の照会	30
第2	年金加入期間情報の照会	32
1	デフォルト（既定）の照会	33
2	時点指定の照会	33
3	範囲指定の照会	33
第3	障害手当金情報の照会	34
1	デフォルト（既定）の照会	34
2	時点指定の照会	34
3	範囲指定の照会	34
第4章	年金関係情報の実践的な確認方法	35
第1節	年金給付情報を照会した場合	35
第1	年金の受給権や基本額を知りたい場合	36
第2	年金の支払額を知りたい場合	39
第2節	年金加入期間情報を照会した場合	41
第1	直近の加入期間情報を知りたい場合	41
第3節	事業団が送付している書類に記載された内容と同様の内容を確認したい場合	42
第1	年金証書と同様の内容を知りたい場合	42
第2	決定・改定・支給年金額変更通知書と同様の内容を知りたい場合	43
第3	年金額改定通知書と同様の内容を知りたい場合	49
第4	「年金送金のお知らせ」と同様の内容を知りたい場合	51
第4節	事業団へ公用照会を行った際の回答様式に記載された内容と同様の内容を 確認したい場合	54
第1	生活保護法関係の場合	54
第2	精神保健福祉法関係の場合	55
第3	児童扶養手当法関係の場合	57
第4	労災保険法及び健康保険法関係の場合	58
別添1	年金コード一覧表	1
別添2	停止理由コード一覧表	2
別添3	決定変更理由コード一覧表	3
別添4	未支給年金支払者続柄コード一覧表	8
別添5	診断書コード一覧表	9
別添6	受給権者続柄コード	9
別添7	加入期間種類コード	10

# 第1章 はじめに

## 第1節 本留意事項の目的

「本留意事項」は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第7号の規定に基づく特定個人情報の提供の求め（以下「情報照会」という。）に対して、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が、同法第22条第1項の規定に基づき情報提供することとされている特定個人情報（以下「年金関係情報」という。）について、その取扱い方法等をお示しすることにより、事業団に対して情報照会を行う者（以下「情報照会者」という。）が、情報提供を受けた年金関係情報を円滑に活用することが出来るようにすることを目的としています。

各制度における年金関係情報の情報照会の方法や具体的な活用方法等については、各制度所管部局等から連絡することとなりますので、その内容をご確認下さい

## 第2節 本留意事項の構成

本留意事項は、公的年金に係る特定個人情報のうち、事業団が番号法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報提供」という。）を行う者（以下「情報提供者」という。）として情報提供を行う特定個人情報を対象としています。公的年金に係る特定個人情報については、事業団以外に日本年金機構（以下「機構」という。）等が情報提供者となる特定個人情報がありますが、当該特定個人情報については、本留意事項の対象範囲としておりません。機構等が情報提供する特定個人情報については、それぞれの情報提供者から留意事項を別途お示ししていますので、その内容をご確認ください。

本留意事項の構成は、以下の通りです。

第2章 日本私立学校振興・共済事業団による年金関係情報の情報提供	事業団が情報提供を行う今後のスケジュールを記載します。 また、事業団が情報提供を行う事務手続について説明を行うとともに、事業団が情報提供を行う年金関係情報について総論的な説明を行います。
第3章 事業団が提供する年金関係情報のデータ	事業団が情報提供を行う特定個人情報に係るデータについて、データ項目や事業団における副本登録のルールについて説明を行います。 また、照会条件を「既定（デフォルト）」「時点指定」「範囲指定」とした場合において、それぞれ事業団からどのようにデータの提供がされるかについて説明を行います。

<p>第4章 年金関係情報の実践的な確認方法</p>	<p>事業団に対して情報照会を行う年金関係情報に係るデータに応じた実践的な情報照会結果の確認方法について、説明を行います。</p> <p>一般的に年金給付関係情報や資格記録情報を照会する場合のほか、事業団が年金の受給者等に対して送付している各種書類の記載事項と同様の内容を照会する場合、事業団が公用照会を受けた際の各種回答様式と同様の内容を照会する場合の確認方法について、説明を行います。</p>
----------------------------	--

## 第2章 日本私立学校振興・共済事業団による 年金関係情報の情報提供

### 第1節 スケジュール

事業団による情報照会及び情報提供（以下「情報連携」という。）については、機構が平成27年の番号法改正により政令で定める日まで停止することとされていたため、情報連携の開始時期を機構に合わせ、事業団においても停止していましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二第二項の政令で定める日を定める政令（平成29年政令第277号）により、平成29年11月17日以降、機構における情報連携が可能となったことから、事業団も開始することとなりました。

情報連携の開始に向けたスケジュールについては、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて」（平成31年1月16日付事務連絡）により示されました。現時点の想定として、地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会については、平成31年6月以降一定期間の試行運用を実施した後、順次本格運用へ移行予定とされています。

なお、情報連携の具体的な開始日時、対象手続等については、別途連絡をする予定です。

### 第2節 事業団が情報提供を行う事務手続

事業団が情報提供を行う事務手続は、平成31年6月向けのデータ標準レイアウトの事務手続件数として、約80の手続が存在します。

事業団が情報提供を行う事務手続が存在するデータ標準レイアウトの特定個人情報番号は、49番、52番、53番、54番、64番、85番であり、6種類存在します。

特定個人情報番号、特定個人情報名、照会事務の事務名及び担当課室並びに事務手続の管理番号及び事務手続名は、次の表のとおりです。

事業団が情報提供を行う事務手続一覧

(凡例)

特定個人情報番号

特定個人情報名	
照会事務の事務名	照会事務の担当課室
事務手続の管理番号	事務手続名

<b>49</b>	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給に関する情報	
	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
	37-11	児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	37-26	児童扶養手当の手当額改定請求に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	37-45	児童扶養手当の届出に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）

<b>52</b>	国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報	
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課、精神・障害保健課
	84-175	療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	84-189	自立支援医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	84-190	自立支援医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	84-191	自立支援医療費の支給認定の申請内容変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省健康局難病対策課
	98-48	特定医療費の支給認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	98-54	特定医療費の支給認定の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）

<b>53</b>	国民年金法その他の法令による年金である給付の支給に関する情報	
	独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	文部科学省高等教育局学生・留学生課
	81-5	奨学金（貸与及び支給）の申請に係る審査（奨学金の貸与者及び支給者の認定の際の家計支持者の収入が機構の定める収入基準額以下であるかどうか等の審査）
	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給又は就職支援措置の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	92-11	職業訓練受講給付金の支給（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務であって主務省令で定めるもの	
	総務省自治行政局公務員部安全厚生推進室	
	54-6	遺族補償年金の支給停止の申請又は支給停止の解除の申請の審査
	54-12	年金たる補償の受給権者の定期報告の審査
	54-14	年金たる補償の受給権者の届出の審査
	54-18	遺族補償年金の請求に係る事実についての審査
	54-19	年金たる補償の各支払期月の支払いに関する事務
<b>54</b>	昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省障害保健福祉部企画課
	47-40	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
<b>64</b>	国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	
	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	厚生労働省保険局保険課
	2-429	全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者の被扶養者届の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	2-432	全国健康保険協会被保険者の被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	2-435	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	2-438	全国健康保険協会被保険者の傷病手当金の併給調整（日本私立学校振興・共済事業団への照会）

2-441	日雇特例被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
2-444	日雇特例被保険者の傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
2-447	健康保険組合管掌健康保険被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
2-450	健康保険組合被保険者の被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
2-453	健康保険組合被保険者の傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
2-456	健康保険組合被保険者の傷病手当金の併給調整（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
2-459	特定健康保険組合の特例退職被保険者の資格取得の確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年法律第三十号」という。）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省保険局保険課
4-254	船員保険法（昭和14年法律第73号）による年金である給付（障害年金、障害手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-258	船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定（遺族年金）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-262	遺族年金の後順位者への支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-269	船員保険法による療養の給付の受給等（休業手当金）の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-274	船員保険の疾病任意継続被保険者の被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-277	船員保険法による療養の給付の受給等（傷病手当金の支給決定）（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-280	傷病手当金を受給している被保険者が障害厚生年金等を受給することとなったことによる支給額の調整（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
4-283	被扶養者に係る確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課
14-38	精神障害者保健福祉手帳の交付（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
14-41	精神障害者保健福祉手帳の更新（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	



14-44	精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省社会・援護局保護課
15-136	生活保護の実施（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
15-141	生活保護の申請に係る事実についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
15-146	職権による生活保護の開始若しくは変更（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
15-151	生活保護の停止若しくは廃止（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
15-170	保護に要する費用の返還（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
15-183	徴収金の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）による短期給付の支給又は福祉事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局給与共済課
28-132	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	
28-136	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	
28-140	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	
地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		総務省自治行政局公務員部福利課
39-311	被扶養者の認定（日本私立学校振興・共済事業団）	
39-315	組合員被扶養者証の検認又は更新（日本私立学校振興・共済事業団）	
39-319	傷病手当金の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団）	
老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省老健局高齢者支援課
41-17	措置に要する費用の徴収（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部企画課
46-9	特別児童扶養手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
46-34	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部企画課

47-71	障害児福祉手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
47-76	特別障害者手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
47-80	特別障害者手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
児童手当法による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		内閣府子ども・子育て本部 児童手当管理室
56-6	認定の請求に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	
56-13	現況の届出に係る事実の審査（被用者・非被用者の別の確認）	
雇用保険法による失業等給付の支給又は雇用安定事業若しくは能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省職業安定局雇用保険課
57-127	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の請求の受理（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-128	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認の通知（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-129	受給資格の決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-130	失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-131	未支給の失業等給付の請求についての審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-132	高年齢継続被保険者の受給資格の決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-133	高年齢受給資格者の失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-134	短期雇用特例被保険者の受給資格決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-135	短期雇用特例受給資格者の失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-136	日雇労働被保険者に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-137	日雇労働求職者給付金の特例に係る資格決定及び失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-138	教育訓練支援給付金に係る受給資格決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
57-139	教育訓練支援給付金に係る失業の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省保険局高齢者医療課
59-142	政令で定める程度の障害の状態にある旨の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		財務省主計局給与共済課 厚労省年金局

		企業年金・個人年金課
67-6	旧適用法人共済組合（JR, JT, NTT）に係る給付を行う際の確認（日本私立学校振興・共済事業団）	
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省老健局介護保険計画課、振興課
68-258	特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
68-261	特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
68-264	特例特定入所者介護サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
68-267	特例特定入所者介護予防サービス費の支給の要件確認（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
<b>85</b>	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による給付の支給に関する情報	
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、小児慢性特定疾病医療費、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省健康局難病対策課/障害保健福祉部障害福祉課
7-154	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
7-160	小児慢性特定疾病医療費支給認定の変更の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
7-175	障害児入所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	
児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの		厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
8-102	肢体不自由児通所医療費の支給決定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）	

※ 特定個人情報 85 番は、「特定個人情報 85 番の情報連携に関する取扱いについて」（平成 30 年 5 月 17 日付事務連絡）に示されているとおり、平成 32 年 7 月又は年金関係の情報連携開始日のいずれか遅い日までは情報連携は行わないことになりました。

## 第3節 年金関係情報についての総論的な説明

第2節に記載した特定個人情報番号の種類ごとに、事業団が情報提供を行う年金関係情報のデータ項目はそれぞれ別個に定められています。また、照会事務の事務手続の管理番号ごとに取得できるデータ項目もそれぞれ別個に定められています。（詳しくは、特定個人情報番号の種類ごとのデータ標準レイアウトを参照。）

データ項目等の詳細な説明は第3章で行いますが、事業団から情報提供する年金関係情報のデータ項目は、大別して「年金給付情報」「年金加入期間情報」「障害手当金記録情報」に分かれています。本節では、情報照会者が年金関係情報を照会するに当たり、理解していただきたい基礎的な事柄について説明します。

### 第1 年金給付情報

#### 1 年金の種類

事業団が情報提供を行う年金給付情報は、年金の種類ごとに提供されることとなっています。事業団から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で、全11項目（特定個人情報番号64番のデータ標準レイアウトの場合）あります。

その中で受給者数が多い代表的な年金の種類は以下のとおりです。

年金コード	年金の種類 のデータ項目上の分類	年金の説明
1140～1149	新法老齢厚生年金情報	第4号厚生年金被保険者期間（私学共済制度の加入者期間）があつて、老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たした方が65歳になったときに、老齢基礎年金に上乘せして老齢厚生年金が支給されます。 ただし、当分の間は、60歳以上65歳未満であっても、 ○老齢基礎年金を受けるのに必要な資格期間を満たしていること ○厚生年金の被保険者期間が1年以上あること により受給資格を満たしている方には、65歳になるまで、特別支給の老齢厚生年金が支給される場合があります。
1340～1349	新法障害厚生年金情報	障害年金は、病気やケガによって障害状態となり、生活や仕事などが制限されるようになった場合に、年齢の若い方も含めて受け取ることができる年金です。 「障害厚生年金」は、第4号厚生年金被保険者（私学共済制度の加入者）である間の病気やケガで初めて医師の診療を受け、障害年金が請求できる障害状況になった場合に支給されま

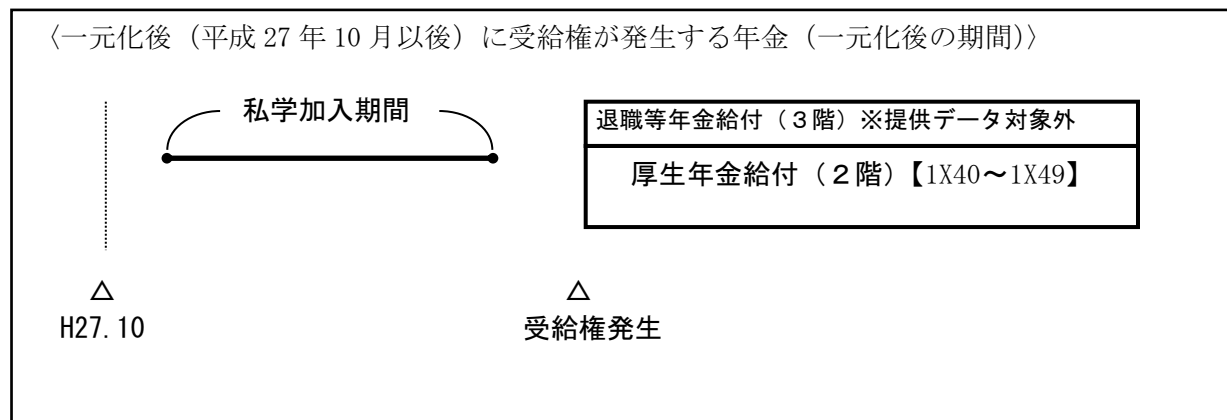
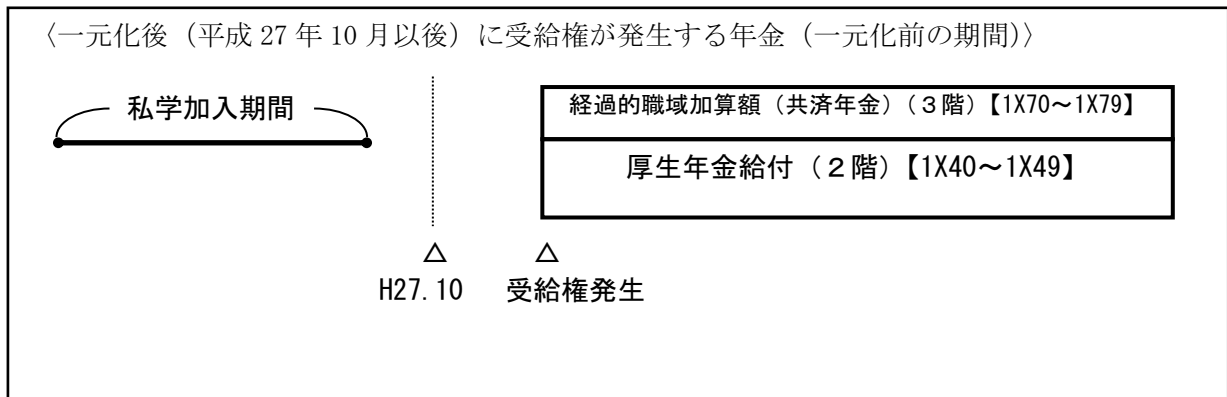
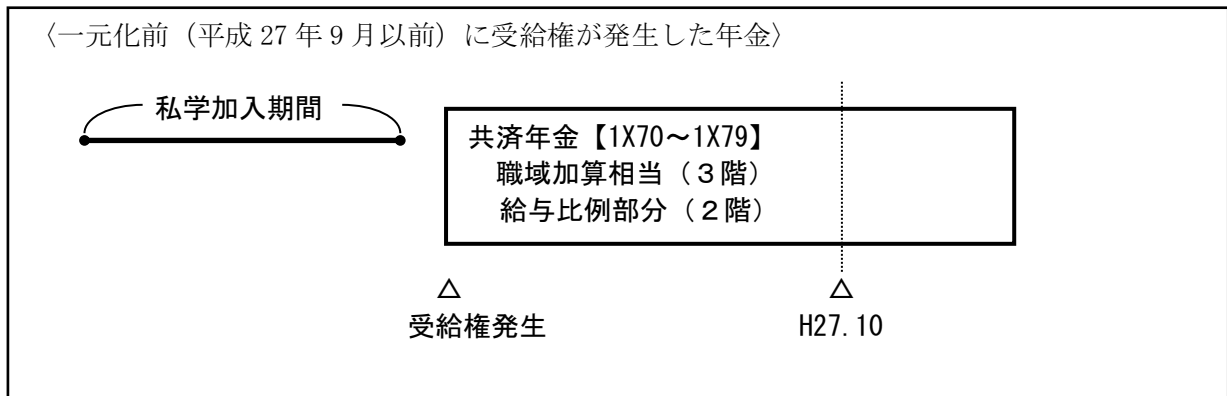
		<p>す。</p> <p>また、障害厚生年金に該当する障害状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる場合があります。</p> <p>なお、障害年金を受けるためには、初診日の前日における保険料の納付状況などの要件があります（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は除く）。</p>
1440～1449	新法遺族厚生年金情報	<p>遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。</p> <p>被保険者であった方が亡くなられた場合は、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要です。</p> <p>「遺族厚生年金」は、第4号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者であった方が亡くなったときに、その遺族に支給されます。</p> <p>遺族年金を受けるためには、亡くなられた方の保険料の納付状況、遺族年金を受ける方の年齢・優先順位などの要件があります。</p>
1170～1179	退職共済年金情報 ※経過的職域加算額（退職共済年金）もこの分類になる。	<p>一元化前（H27.9.30以前）に既に年金の受給権が発生している場合、引き続き「退職共済年金」として支給されます。</p> <p>また、一元化を機に、共済年金制度独自のものである職域部分は廃止となりましたが、一元化前の加入期間を有する方が、一元化後（H27.10.1以後）に年金の受給権が発生する場合、厚生年金の給付とは別に、一元化前の加入期間を算定基礎とした「経過的職域加算額（退職共済年金）」が支給されます。</p>
1370～1379	障害共済年金情報 ※経過的職域加算額（障害共済年金）もこの分類になる。	<p>一元化前（H27.9.30以前）に既に障害年金の受給権が発生している場合、引き続き「障害共済年金」として支給されます。</p> <p>また、一元化を機に、共済年金制度独自のものである職域部分は廃止となりましたが、一元化前の私学共済制度の加入者である間の病気やケガで、一元化後（H27.10.1以後）に障害年金が請求できる状況になった場合、厚生年金の給付とは別に、一元化前の加入期間を算定基礎とした「経過的職域加算額（障害共済年金）」が支給されます。</p>
1470～1479	遺族共済年金情報 ※経過的職域加算額（遺族共済年金）もこの分類になる。	<p>一元化前（H27.9.30以前）に既に遺族年金の受給権が発生している場合、引き続き「遺族共済年金」として支給されます。</p> <p>また、一元化を機に、共済年金制度独自のものである職域部分は廃止となりましたが、一元化前の加入期間を有する方が、一元化後（H27.10.1以後）に亡くなった場合、厚生年金の給</p>

		付とは別に、一元化前の加入期間を算定基礎とした「経過的職域加算額（遺族共済年金）」が支給されます。
--	--	---

上記に記載されていない年金を含めた全ての年金の種類については、年金コード表（別添1）において、データ項目上の分類に即して整理していますので、そちらをご参照下さい。

**参 考**

私学共済制度の加入者期間（第4号厚生年金被保険者期間）がいつか、年金の受給権が発生したのがいつか等によって、下図のとおり年金の種類（年金コード）が分かります。



## 2 複数の年金の受給

事業団から情報提供を行う年金の種類は、データ標準レイアウトのデータ項目上の分類で 11 項目ありますが、これらの年金について一人の者が複数の年金を受給している場合があります。例えば、平成 27 年 10 月 1 日以後に老齢厚生年金の受給権が発生した方が平成 27 年 10 月 1 日前の私学共済制度の加入者であった期間を有していた場合は、老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）が基本的には同時に決定されることとなります。

このように複数の年金を受給している場合において、年金支給額の総額等を確認するときは、それぞれの年金ごとの情報を全て確認し、年金を支給しているそれぞれの実施機関全てに情報照会することが必要です。

### 【参考】年金の併給又は選択

公的年金では 2 つ以上の異なる事由の年金（例えば、老齢と遺族、老齢と障害など）を受けられることになった場合は、原則として、いずれか 1 つの事由の年金を選択することになりますが（1 人 1 年金の原則）、特例的に 2 つ以上の年金が受けられることがあります。その代表例は以下のとおりです。

①老齢という同一の事由により発生する年金は併せて受けることができます。

〈例〉第 1 号老齢厚生年金（日本年金機構より支給）＋ 第 4 号老齢厚生年金（事業団より支給）  
＋退職共済年金（経過的職域加算額）（事業団より支給）

②65 歳以上の遺族厚生年金と老齢厚生年金を受給している場合は、自身の老齢厚生年金を優先的に支給し、老齢厚生年金より遺族厚生年金の年金額が多く差額が生じる場合はその差額を遺族厚生年金として支給されます。

〈例〉第 4 号老齢厚生年金 ＋ 退職共済年金（経過的職域加算額） ＋ 第 4 号遺族厚生年金  
＋ 遺族共済年金（経過的職域加算額）（いずれも事業団より支給）

## 3 データ項目の構造

年金給付情報のデータ項目は、大項目（年金の種類）、中項目、小項目の 3 層構造になっており、データ標準レイアウトのデータ項目上の年金の種類（大項目）ごとに中項目以下が約 30～50 設定されています。

以下では、中項目・小項目の一般的な構造と、当該項目を確認するに当たっての留意点を示します。ここでは構造を理解いただき、データ項目の詳細な説明は第 3 章で行いますので、詳しくはそちらをご確認下さい。

中項目	小項目	留意点
年金の種類（年金コード）	－	年金の種類を確認できます。コード値（4 桁）で表示されるため、年金コード表（別添 1）と併せ

		て参照が必要です。
年金基本情報	受給年金制度、年金決定年月日、受給権発生年月日、年金支給停止理由コード 等	年金の受給権の有無等を確認できます。年金の受給権は裁定により確定しますが、裁定処理を行った日（決定年月日）、受給権が発生した日、年金が支給停止となっている場合の理由（停止事由コード一覧表（別添2）と併せて参照が必要です。）等の確認ができます。
直近年金支給額変更理由コード	—	年金支給額に変更があった場合に、直近の変更理由を確認できます。変更理由コード一覧表（別添3）と併せて参照が必要です。
年金基本額情報	年金支給開始年月日、年金支給額、年金支給停止額 等	受給者がその年月において受給権を持つ年金の基本額（年額）が確認できます。基本額の改定があった場合の改定後の額での支給開始日のほか、その年月における年金支給額・年金支給停止額（いずれも年額）が確認できます。 ※ 同一の種類年金（老齢、障害、遺族）の中でも、厚生年金の額と、共済年金（経過的職域加算額）の額等は別個に表示されるため、年金支給額の総額を確認したい場合には、合計することが必要です。また、各種の加算額は内訳として表示します（年金支給額に含まれている）。
年金支払情報	年金支払年月日、年金支払額、所得税額、介護保険料額 等	年金の支払日及び支払額（支払日における実際の振込額）が確認できます。年金の支払は偶数月に前2か月分の支払を行うのが原則です（裁定後の初回支払や年金額改定後の場合などには前2か月分を超えて支払がなされることがあります）。 ※ 年金支払額は、各種控除（所得税額、介護保険料額等）後の額となっており、控除前の支払額を確認したい場合には、支払額と控除額を足し上げることが必要です。
年金振込予定年月日情報	年金振込予定年月日	情報照会したとき以後の年金振込予定年月日が確認できます。
未支給年金支払情報	未支給年金支払年月日、未支給年金支払者氏名、未支給年金支払額 等	未支給年金（年金の受給権者が亡くなった場合に、同一生計の遺族へまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち亡くなった日の属する月分までの年金を給付するもの）の支払があった場合に、その支払年月日や支払った遺族の氏名、支払額を確認できます。



※ 障害厚生年金・障害共済年金の場合には、障害初診年月日、障害等級コード、障害診断書コードといったデータ項目が中項目に存在しているなど、年金の種類ごとにデータ項目が一部異なっている場合があります。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認ください。

## 第2 年金加入期間情報

---

事業団が情報提供を行う年金加入期間情報は、私学共済制度の年金加入期間情報です。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認下さい。

## 第3 障害手当金記録情報

---

障害手当金は、厚生年金に加入している間に初診日のある病気・ケガが初診日から5年以内に治り（症状が固定しており）、3級の障害よりやや程度の軽い障害が残ったときに支給される一時金です。障害手当金を受けるためには、障害基礎年金を受けるための保険料納付要件を満たしている必要があります。

事業団が情報提供を行う障害手当金情報は、障害手当金支給額情報、障害手当金支払年月日に分かれています。データ項目の詳細な説明は第3章で行いますので、詳しくはそちらをご確認下さい。

## 第3章 事業団が提供する年金関係情報のデータ

### 第1節 データ項目

事業団から情報提供する年金関係情報のデータ項目は、大別して「年金給付情報」「年金加入期間情報」「障害手当金記録情報」に分かれています。

以下、それぞれの情報ごとに説明します。

#### 第1 年金給付情報

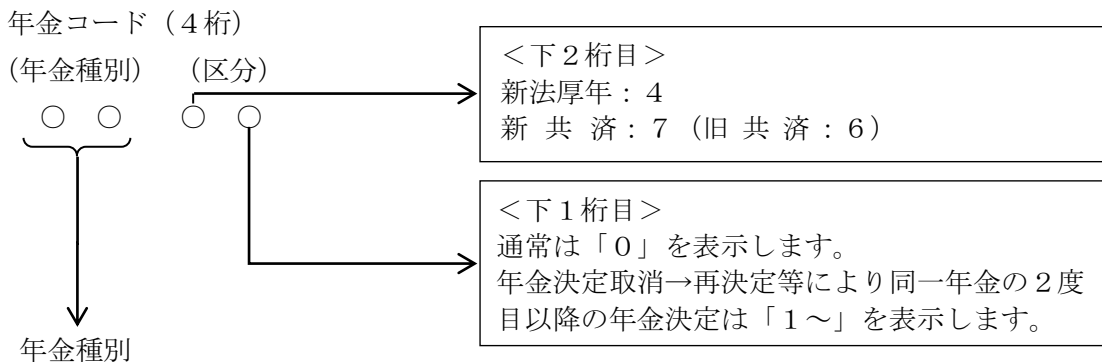
年金給付情報では、年金の支給状況を確認することができます。

大項目（年金の種類）、中項目、小項目の3層構造になっており、データ標準レイアウトのデータ項目上の年金の種類（大項目）ごとに中項目・小項目が約40設定されています。

ここでは、中項目・小項目の約40のデータ項目について、中項目ごとに説明を行います。

#### 1 年金の種類（年金コード）

年金の種類（年金コード）では4桁の半角数字により、年金の種類を表します。上2桁は年金種別を表し、下2桁は区分を表示しています。



「01」：旧法退職年金・減額退職年金、「02」：旧法通算退職年金、「03」：旧法障害年金

「04」：旧法遺族年金、「09」：旧法通算遺族年金

「11」：新法退職共済年金・老齢厚生年金（第2～第4号厚年を含む）・特別支給の老齢厚生年金

「13」：新法障害共済年金・障害厚生年金（第2～第4号厚年を含む）

「14」：新法遺族共済年金・遺族厚生年金（第2～第4号厚年を含む） 等

(例) 障害厚生年金の場合 ⇒ 『1340』

障害共済年金の場合 ⇒ 『1370』 と表示します。

年金コードごとの具体的な年金種別は、年金コード表（別添1）をご確認ください。

## 2 年金基本情報

年金基本情報では、年金の受給権に関する情報が確認できます。各制度における年金の受給権に関する情報の表示となるため、例えば、特別支給の老齢厚生年金と本来支給の老齢厚生年金を合わせて受給している等、複数の年金を受給している場合は、繰り返し表示されます。

各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
受給年金制度情報	受給している年金の制度種別を表します。 例：特別支給の退職共済年金または老齢厚生年金、本来支給の退職共済年金または老齢厚生年金
年金決定年月日	年金の裁定（決定）処理を行った年月日を西暦で表示します。事業団において年金の裁定処理（決定処理）を行った年月日を西暦で表示します。
受給権発生年月日	受給権が発生した年月日を西暦で表示します。
受給権失権年月日	年金の受給権を失権した年月日を西暦で表示します。 未失権（年金を受給中）の場合は、9999-12-31 となります。
年金支給停止理由コード	複数の年金の受給権がある方が、受給する年金を選択したときに選択しなかった年金の支給が停止されたり、障害年金の受給者の方が障害不該当の状態となったとき等に年金の支給が停止されたりすることがあります。 年金支給停止理由コードでは、年金の支給が停止されている場合にその理由を表示します。支給停止に関する理由が同時に複数ある場合は、直近の情報から最大3つまで表示します。また、停止がない場合は空白となります。 「03」：併給調整停止 「82」：障害不該当待機 ※コード値の詳細については、停止理由コード一覧表（別添2）を参照してください。
年金支給停止開始年月	年金支給停止理由コードごとに年金の支給停止が開始された年月を西暦で表示します。支給停止に関する情報が複数ある場合は、直近の情報から最大3つまで表示します。
年金支給停止終了年月	年金支給停止理由コードごとに年金の支給停止が終了した年月を西暦で表示します。支給停止に関する情報が複数ある場合は、直近の情報から最大3つまで表示します。停止継続中の場合は、9999-12 となります。

## 3 年金コードと年金基本情報の階層関係

新法老齢厚生年金、新法障害厚生年金、新法遺族厚生年金、新法退職共済年金については、単一年金コード内において、制度上、受給制度の変更が発生し、受給権発生年月日、受給権失権年月日で示される年金基本情報が履歴として繰り返される場合があります。

（例）特別支給の老齢厚生年金受給権者が65歳に到達して特別支給が失権し、新たに本来支給の老齢

厚生年金受給権者となった場合

⇒同一の年金の種類（年金コード 114X）において、本来支給の老齢厚生年金の年金基本情報・特別支給の老齢厚生年金の年金基本情報の順で情報が表示されます。

#### 4 直近年金支給額変更理由コード

年金支給額に変更があった場合に、直近の変更理由を確認することができます。直近年金支給額変更理由コードの見方については、決定変更理由コード一覧表（別添3）を参照してください。

#### 5 年金基本額情報

年金基本額情報では、年金受給者が受給権を有している又は有していた年金の支給額・支給停止額が確認できます。年金基本額は年額として定められるものですが、年金基本額の改定事由が発生した場合、年金額は月単位で随時改定が行われるため、照会日時点の年金基本額が1年間の年金支給額と一致するとは限りません。年金基本額の改定（変更決定）が行われた場合※1は、改定が行われた翌月以降の月の分から年金額が変更されます。年金額が変更された最初の月は、「年金支給開始年月日」（決定・改定後の年金額で支給が開始される年月分の1日を表示）を確認することで可能となります。月当たりの年金額を算定する必要がある場合は、その該当月に受給権を有している年金基本額を12で割った金額がその月の1か月分の年金基本額となります。

年金基本額情報を範囲指定で情報照会した場合、照会対象期間において決定している年金基本額が全て確認でき、年金基本額の改定が行われる度に更新されているため、照会対象期間中に複数の年金基本額情報がある場合は、繰り返し表示されます。事業団から24記録を上限として最大5年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています。

各種の加算額は内訳として表示されます。

例えば、同一の老齢年金の中でも、厚生年金の基本額、共済年金の基本額等は別個に表示されるため、年金基本額の総額を確認したい場合には、それぞれの金額を合計することが必要です。一方で、各種の加算額（配偶者加給年金額、子の加給年金額等）は年金基本額の内訳として表示（再掲）されますので、合計額には算入しないよう注意が必要です。

なお、上記の年金支給開始年月日が照会対象期間の範囲内に存在しない場合、照会対象期間中に年金の支払が行われているとしても、当該年金支払情報に係る年金基本額情報を確認することができない場合があります。このようなことがないよう、賃金・物価変動率による年金額の改定（条件に該当した場合はマクロ経済スライド※2による調整が行われる）が必ず行われる毎年4月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要となる場合があります。

（例：平成29年1月1日～平成29年12月31日の範囲指定で照会をした場合においても、平成28年4月から平成29年3月までの間に年金額の改定が行われていないときは、平成29年4月の改定以降の年金基本額しか確認できず、平成29年1月から3月までの年金基本額を正確に把握することができません。この場合は、前年の平成28年4月時点を含めた期間を照会対象期間として照会していただくことが必要です。）

※1 年金額の決定及び改定は、年金の新規裁定（決定）のほか、主に以下のような原因で行われます。

- ・加給年金額や加算額の支給開始・終了による改定
- ・障害年金の障害等級変更による改定
- ・老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合は報酬に応じて年金額が一定額停止される場合があります（在職老齢年金による調整額の変動）、退職した時には当該厚生年金被保険者であった期間の標準報酬月額等に応じた年金額が上乗せ改定される。

※2 マクロ経済スライド

マクロ経済スライドとは、賃金や物価の改定率を調整して緩やかに年金の給付水準を調整する仕組みで、2004 年から導入されました（それまでは物価スライド制）。賃金や物価の伸びが小さく、適用すると年金額が下がってしまう場合には、結果として、年金額の改定は行われないうこととなります。賃金や物価の伸びがマイナスの場合はマクロ経済スライドによる調整を行わず、賃金や物価の下落のみ年金額を下げることとなります。毎年4月分の年金から見直しを行いますので、結果として、年金額の改定が行われない場合でも、年金基本額情報の提供データを作成します。

小項目名	項目説明
年金支給開始年月日	年金額の決定または改定事由が発生した日の翌月1日の日付※を西暦で表示します。 ※毎年度の賃金・物価変動率等による年金額の改定等の場合は、原則4月1日を西暦で表示し、4月分（6月支払分）から改定後の金額で支払いが開始されます。
年金支給額決定変更理由コード	年金支給額の決定または改定があった場合に、その変更理由を確認することができます。年金支給決定変更理由コードの見方については、決定変更理由コード一覧表（別添3）を参照してください。
年金支給停止額情報	年金の支給停止額（年額）を表示します。年金の支給停止は、老齢厚生年金の受給者が同時に厚生年金被保険者である場合に、報酬に応じて年金額が一定額停止される場合や、老齢年金・遺族年金など複数種類の年金の受給権を有する者の選択により支給停止が行われる場合があります。
年金支給額情報	年金の支給額（年額）を表示します。年金の支給停止が行われている場合は、年金基本額から支給停止額を差し引いた後の金額を表示します。このため、支給停止前の年金基本額の総額を知りたいときは、年金支給額と年金支給停止額を足し合わせる必要があります。
子の加給年金額情報	子に対する加給年金額を表示します。 年金受給者が18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子や、20歳未満で障害基礎年金の等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子を生計維持しているときに加給年金額が加算されて支給される場合があります。年金基本額に対する加算額なので、年金支給額の内訳として表示します。なお、加給年金額の支給が停止になっているときは、年金支給停止額と金額として表示されます。（他の支給停止額がある場合は合算して表示されます。）

配偶者加給年金額情報	<p>配偶者に対する加給年金額を表示します。</p> <p>年金受給者が65歳未満の配偶者を生計維持しているときに配偶者加給年金額が加算されて支給される場合があります。年金基本額に対する加算額なので、年金支給額の内訳として表示します。なお、配偶者加給年金額の支給が停止になっているときは、年金支給停止額情報の金額として表示されます。（他の支給停止額がある場合は合算して表示されます。）</p>
寡婦加算額情報	<p>遺族年金受給者が亡くなった方の妻であるときに支給される場合がある寡婦加算額を表示します。</p> <p>寡婦加算には遺族厚生年金の受給権者である妻が40歳以上65歳未満の間に支給される中高齢寡婦加算や、遺族厚生年金の受給権者である妻が65歳以上であるときに支給される経過的寡婦加算があります。年金基本額に対する加算額なので、年金支給額の内訳として表示します。なお、寡婦加算額の支給が停止になっているときは、年金支給停止額情報の金額として表示されます。（他の支給停止額がある場合は合算して表示されます。）</p>

## 6 年金支払情報

年金支払情報では、実際に年金受給者に支払われた年金額の情報を確認することができます。年金は、受給権発生日の属する月の翌月分から支給され、年6回に分けて、偶数月（2月、4月、6月、8月、10月、12月）の15日（土日祝の場合は、直前の平日）にそれぞれの支払月の前月分までの支払を行っています（一般的な例として、6月15日に4月・5月分の年金の支払が行われることとなります。）。なお、新規裁定者（初めて年金の支払を受ける方）や遡及の年金額改定による差額支給分などについては、この定期支払月以外の月にも随時に支払を行っており、そのような場合は、支払月の前2か月分を超えた遡及分の支払が一括で行われることがあります。

年金の支払において、各支払期日に支払われる額に1円未満の端数が生じる場合の端数処理については関係法令で詳細に定められています。各支払期日に支払われる額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、切り捨てた端数の合計額を毎年2月期（2月15日）の支払額に加算して支払いを行っています。ただし、2月期前に受給者が死亡した場合や支給停止により2月期に支払う額がないときは、端数の加算は行いません。

年金支払情報は支払が行われる度に更新されるため、範囲指定で情報照会した場合、照会対象期間中に複数の年金支払情報がある場合は、照会結果として複数の年金支払情報が繰り返し表示されます。事業団からは24記録を上限として最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能となっています。

年金基本額情報では、年金受給者が受給権を有している又は有していた年金の支給額・支給停止額の情報が確認できましたが、年金支払情報では、支払各期において実際に銀行振込等による支払処理が行われた金額を確認することができます。

年金支払額は、定期支払期の場合、通常は年金支給額（年額）を月額に割った金額（1/12）の2か月分の金額から、個人住民税などの特別徴収が行われる額を差し引いた後の金額となっています。各小項

目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
年金支払年月日	年金の支払が行われた年月日を西暦で表示します。
年金支払額情報	個人住民税などの特別徴収が行われる額を差し引いた後の実際に受給者に支払った支払額を表示します。
所得税額情報	老齢年金の支払において源泉徴収された所得税額を表示します。 所得税は、老齢年金の支給額が年額 108 万円（65 歳以上の方は 158 万円、ただし老齢基礎年金の受給対象の方は 80 万円）以上で、年金支給額が所得税法上の各種控除額の合計額を上回る場合に源泉徴収されます。
介護保険料額情報	年金の支払において特別徴収された介護保険料額を表示します。 介護保険料は、市区町村に住所を有する 65 歳以上の方で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間 18 万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。
国民健康保険料額情報	年金の支払において特別徴収された国民健康保険料（税）額を表示します。 国民健康保険料（税）は、市区町村に住所を有する 65 歳以上 75 歳未満の方（後期高齢者医療の被保険者である方を除く。）で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間 18 万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と国民健康保険料（税）の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、国民健康保険料（税）の特別徴収は行いません。
後期高齢者医療保険料額情報	年金の支払において特別徴収された後期高齢者医療制度の保険料額を表示します。 後期高齢者医療保険制度の保険料は、市区町村に住所を有する 75 歳以上の方（65 歳以上 75 歳未満で障害状態にある方を含む。）で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金及び遺族年金・障害年金を年間 18 万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。ただし、介護保険料と後期高齢者医療保険制度の保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える場合は、後期高齢者医療保険制度の保険料の特別徴収は行いません。
住民税額情報	年金の支払において特別徴収された個人住民税額を表示します。 個人住民税は、市区町村に住所を有する 65 歳以上の方で、国民年金・厚生年金・共済年金等の老齢・退職を支給事由とする年金を年間 18 万円以上受給している者が特別徴収の対象者となります。

（補足）年金が振込不能になった場合の表示方法

年金は原則として偶数月に支払われますが、口座変更等で振込ができない（振込不能）場合が発生することがあります。振込不能が発生した場合、振込不能を探知後、「再振込」または「取消処理」後に「再振込」処理を行います。その場合のデータ項目の表示の方法については以下の通りとなります。

・ 振込不能となったケース

(照会日平成 30 年 6 月 30 日時点、平成 30 年 4 月支払分の年金が振込不能であった場合)

支払年月日	年金支払額情報
平成 30 年 6 月 15 日	200,000
平成 30 年 4 月 13 日	200,000 ※振込不能となっただけでは、支払額情報は支払予定であった金額をそのまま表示することとなります。
平成 30 年 2 月 15 日	200,000

・ 取消処理を行わず、4 月 13 日以降に 4 月支払分の再振込を行うケース

(照会日平成 30 年 6 月 30 日時点、平成 30 年 4 月支払分の年金が振込不能であった場合)

支払年月日	年金支払額情報
平成 30 年 6 月 15 日	200,000
平成 30 年 4 月 13 日	200,000 ※実際の振込日は 4 月 13 日以降ですが、4 月支払分であるため、表示はそのままとなります。
平成 30 年 2 月 15 日	200,000

・ 4 月 13 日分の支払の取消処理後、5 月に 4 月分の支払を行うケース

(照会日平成 30 年 6 月 30 日時点、平成 30 年 4 月支払分の年金が振込不能であった場合)

支払年月日	年金支払額情報
平成 30 年 6 月 15 日	200,000
平成 30 年 5 月 10 日	200,000 ※4 月分の年金額 ※4 月 13 日の支払情報は表示されません。
平成 30 年 2 月 15 日	200,000

## 7 年金振込予定年月日

年金振込予定年月日情報では、今後の年金の振込予定がある場合に振込予定年月日（西暦）を確認することができます。振込予定年月日は原則、年度初めに 6 月～翌年 2 月の支払予定年月日が設定されます。

## 8 未支給年金支払情報

年金の裁定請求や一時金の請求をしないまま受給権者が死亡したときや、年金の受給権者が受給中に死亡したため、その受給権者に支給すべき未払いの年金が発生したときは、その未払分の年金について、死亡した受給権者と生計を同一にしていた 3 親等以内の親族が自己の名で未支給年金の請求をすることができます。

未支給年金支払情報では、請求を行った親族に支払があった場合に、その支払年月日や支払った親族の氏名等を確認することができます。このとき、情報照会は未支給年金の支払いを行った親族の個人番



号ではなく、あくまで、死亡した年金の受給権者の個人番号に基づき照会する必要がありますのでご注意ください。

各小項目の内容については、以下のとおりです。

小項目名	項目説明
未支給年金支払年月日	年金の支払を行った年月日を西暦で表示します。
未支給年金支払理由コード	事業団内で支給記録を管理するコードで、老齢・退職給付の場合は「31」～「34」、障害・遺族給付の場合は「31」が入りますが、いずれも未支給年金です。
未支給年金支払者氏名情報	未支給年金の支払を行った遺族の氏名をカナで表示します。
未支給年金支払者続柄コード	未支給年金の支払を行った遺族の続柄をコード(半角数字2桁)で表示します。 主なコード) 「01」：妻 「02」：夫 「21」：子 「23」：父母 「24」：孫 その他、未支給年金支払者続柄コードの内容については、未支給年金支払者続柄コード一覧表(別添4)を参照してください。
未支給年金支払額情報	支払を行った未支給年金額を表示します。

## 9 障害初診年月日

障害給付の受給権者において、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日(西暦)を確認することができます。

障害給付を受けるためには、初診日において年金制度の被保険者であること又は初診日において20歳前(年金制度に加入していない期間)もしくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)であることや、初診日前の国民年金保険料の納付状況等が受給のための重要な要件となります。

## 10 再認定年月

次回(未来)の認定年月情報。月は本人の誕生日の属する月の3か月前の月を設定します。

以下の事象に該当する場合は提供する再認定年月の取扱いについて留意する必要があります。

- ① 併給調整及び申出による支給停止等、年金額が全額支給停止となっている者についてはその間再認定を実施していないため、次回再認定年月ではなく直近の認定年月が設定されます。
- ② 指定日までに再認定に係る診断書が提出されていない場合(年金の支払いは差止される)は、次回再認定年月ではなく直近の認定年月が設定されます。
- ③ 障害の症状が永久固定で、再認定年月不要の場合は、認定年月に'999999'が設定されます。

## 11 障害等級コード

障害年金の受給権者の障害の程度を表す障害等級について、法令に規定された障害等級（半角数字）を確認することができます。

なお、障害等級コードは直近保持項目となっているため、過去の時点指定や範囲指定を行った場合でも、常に最新の障害等級が表示されますのでご注意ください。障害等級の変更があったかどうかを確認したい場合は、年金基本額情報における年金支給額決定変更理由コードが「004（等級変更・障害再該当）」であることや、年金支給額の増減により判別することになります。

## 12 障害年金決定原因コード

障害年金の受給権者が、障害認定日においてどのような障害の状態認定が行われたかについて、法令に規定された障害年金の認定の原因（半角数字）を確認することができます。

国民年金法施行令第4条の6で定める別表

障害の程度	障害年金決定原因コード（障害の状態）
1級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 両眼の視力の和が0.04以下のもの</li><li>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li><li>3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>4 両上肢のすべての指を欠くもの</li><li>5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li><li>6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li><li>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</li><li>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</li><li>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li><li>11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li></ol>
2級	<ol style="list-style-type: none"><li>1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの</li><li>2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li><li>3 平衡機能に著しい障害を有するもの</li><li>4 そしゃくの機能を欠くもの</li><li>5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</li><li>6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</li><li>7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</li><li>8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li></ol>

9	一上肢のすべての指を欠くもの
10	一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
11	両下肢のすべての指を欠くもの
12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
13	一下肢を足関節以上で欠くもの
14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
17	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

厚生年金保険法施行令第3条の8で定める別表第1

障害の程度	障害の状態（障害年金決定原因コード）
3級	1 両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	6 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
	7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
	8 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
	9 おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したもの
	10 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
	11 両下肢の十趾の用を廃したもの
	12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

**13 障害診断書コード**

障害年金の受給権者が提出する、医師の診断書の種類を表す診断書コード（半角数字）を確認するこ

とができます。

障害年金の受給権者については、障害年金の裁定請求時や受給後あらかじめ決められた時期に障害状態の確認を行うために、医師の診断書を提出する必要があります（症状が固定している等の永久認定の場合を除く）。

障害診断書コード別の内容については、障害診断書コード（別添5）を参照してください。

#### 14 第3者行為コード

年金は、給付の原因となった保険事故が交通事故等の第3者の行為によって生じた場合でも給付を行います。しかしながら、保険事故が第3者の行為によって生じた場合においては、その事故が仮に起きていなければ年金給付も発生しないという観点から、損害賠償を受けた価格の限度で年金給付をしない「給付の免責」と、年金給付をした価格の限度で受給権者が第3者に対して有する損害賠償請求権を取得する「損害賠償請求権の代位取得」があります。

第3者行為コードでは、遺族年金の受給権発生における死亡の原因や、障害年金の受給権発生における傷病の原因が第3者の行為により発生した場合に、該当するコード（半角数字）を表します。

第3者行為コード	内容
0	発生原因が第三者の加害行為によらない
1	発生原因が第三者の加害行為による場合

#### 15 業務上・外区分コード

公的年金の障害、遺族給付のうち、業務（職務上）災害によるものについて、同一支給事由による障害または遺族給付を災害補償制度から受給できる場合、年金の支給調整がされる場合があります。

業務上・外区分コードでは、遺族・障害の発生要因が業務上か業務外かを区別するコード（半角数字）を表します。

業務上外コード	内容
1	職務上
2	職務外
3	通勤災害（職務上計算）
4	通勤災害（職務外計算）

#### 16 受給権者続柄コード

遺族年金の受給権者について、死亡した者との続柄をコード（半角数字）で表します。

内容については、受給権者続柄コード（別添6）を参照してください。

## 第2 年金加入期間情報

---

情報提供ネットワークシステムで照会できる年金加入期間情報は、4号厚生年金保険の加入状況が確認できます。

年金加入期間情報は、加入状況などのデータ項目が設定されています。

ここでは項目別に設定されているデータ項目について解説を行います。

### 1 年金加入期間情報

年金加入期間情報では、厚生年金保険の加入期間に関する情報が確認できます。範囲指定で照会した対象期間内に、資格取得・資格喪失の記録が複数ある場合には、繰り返し表示されます。事業団からは12記録を上限として照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。各項目の内容については、以下のとおりです。

項目名	項目説明
加入期間自年月日	年金保険の資格を取得した年月日を西暦で表示します。
加入期間至年月日	年金保険の資格を喪失した年月日を西暦で表示します。
加入期間種類コード	対象の加入期間における加入期間の種類を表示します。 加入期間種類コード一覧表（別添7）を参照してください。
加入期間月数	資格取得から資格喪失までの年金の資格を有している期間ごとの加入月数を表示します。

## 第3 障害手当金情報

---

障害手当金情報は、支払年月日と支払額を確認することができます。範囲指定で照会した対象期間内に複数の支払記録が存在する場合は、繰り返し表示されます。事業団からは24記録を上限として、照会時点から最大2年の範囲で遡って情報提供することが可能です。

各データ項目における内容は以下のとおりです。

項目名	項目説明
障害手当金支給額情報	障害手当金の支給額を表示します。
障害手当金支払年月日	障害手当金の支払を行った年月日を西暦で表示します。 ※障害手当金は障害年金とは違い、一時金として支給が行われます。

## 第2節 副本登録のルール

事業団では、毎月第2金曜日までに裁定処理（決定処理）された情報および支払情報を、翌週第3日曜日までに月次での副本登録を行うこととしています。

### 年金請求時の副本登録のイメージ

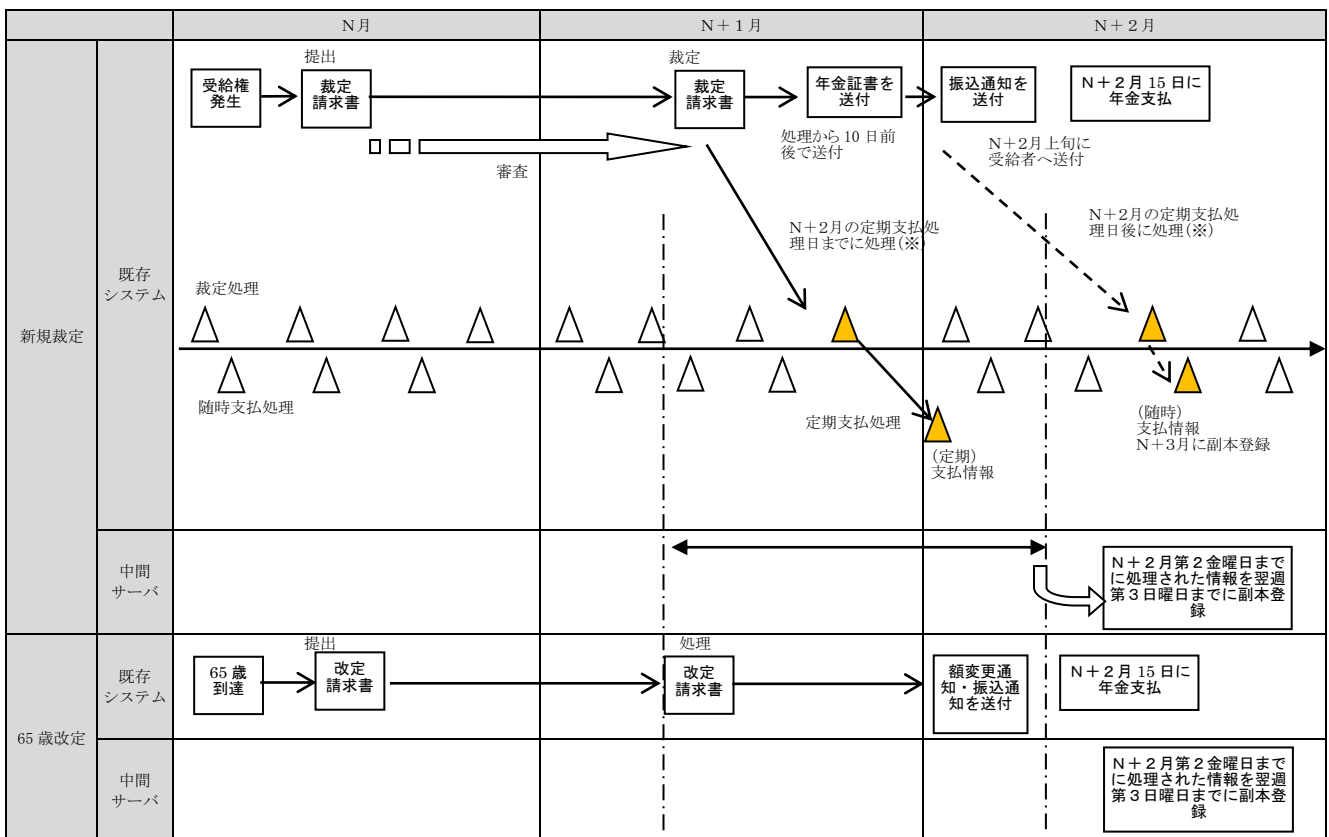
下の図は、新規裁定請求および65歳改定時の請求書提出から、年金の振込および年金給付情報の副本登録の流れを示した図になります。

N月に受給権が発生した場合は、請求書の提出後、事業団における審査、裁定・改定処理がN+2月の年金支払締日までに処理が行われれば、新規裁定者は裁定処理が行われた10日前後に年金証書、N+2月の月上旬に振込通知書が、65歳改定者はN+2月の月上旬に支給額変更通知書および振込通知書が送付されます。

その後、N+2月の15日に年金の支払いが行われ、年金支払情報および年金支払情報以外の情報がN+2月の第2金曜日の翌週の第3日曜日までに中間サーバへ副本登録が行われることとなります。

※事業団における裁定・改定処理がN+2月の年金支払締日までに間に合わなかった場合は、年金証書等の通知および年金の支払、副本登録がその後の随時支払へずれることとなります。

年金給付情報の副本への反映



※支払締日までに裁定処理等が完了しなかった場合は、その後の随時支払となり、副本登録はN+3月の第3金曜日の翌々日の日曜日までに完了。

## 第3節 各照会条件における情報提供の方法等

### 第1 年金給付情報の照会

年金給付情報は、受給権の発生・失権や支給額の改定及び年金の支払等に生成され、月次で副本登録されます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

ここでは、以下の年金受給状況の例を基に、それぞれの照会条件において、情報照会を行ったときに提供する情報について説明します。

#### 【年金受給者の例】

年金の種類 : 障害厚生年金（新法）

(1)

受給権発生年月日 : 2016（平成28）年4月1日

年金支給開始年月日 : 2016（平成28）年4月1日

年金支給額 : 122万円

失権年月日 : 2017（平成29）年3月31日

(2)

受給権発生年月日 : 2018（平成30）年4月1日

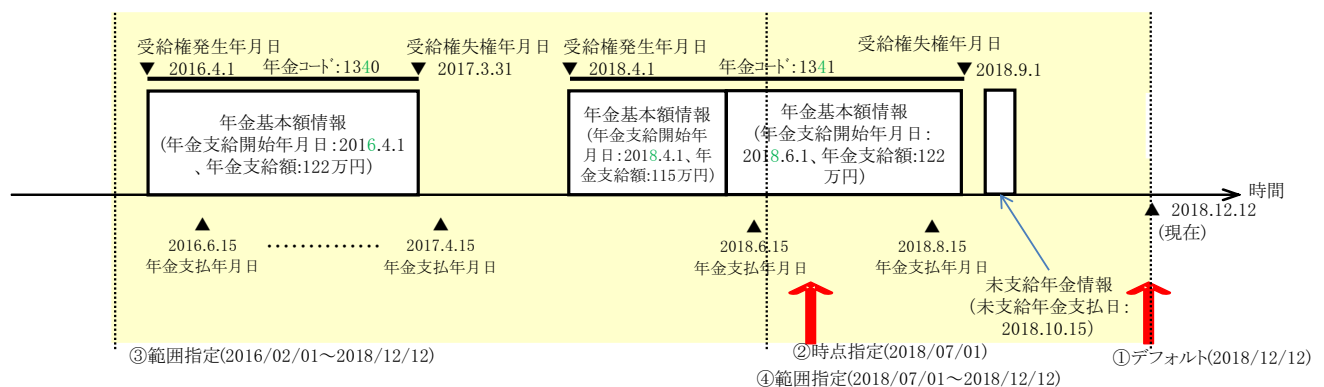
年金支給開始年月日 : ①2018（平成30）年4月1日 ②2018（平成30）年6月1日（年金額改定）

年金支給額 : ①115万円 ②122万円（年金額改定）

失権年月日 : 2018（平成30）年9月1日

(3)

未支給年金支払日 : 2018年（平成30）10月15日



#### 1 デフォルト（既定）の照会

デフォルト（既定）で照会した場合、照会した日付に対して下表のとおり抽出が行われます。

情報	抽出条件
年金給付基本情報 (老齢厚生年金情報等)	受給権発生年月日 ≤ 照会日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 照会日 のデータを抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未支給年金支払情報を抽出します。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支給開始年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。
年金振込予定年月日情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく最新の情報を抽出します。
未支給年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。

例の場合は、①デフォルト（2018年12月12日時点）で照会することとなり、その時点において年金の受給権を失権しているため、抽出が行われません。

#### 年金給付情報の抽出結果例（デフォルト）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 (老齢厚生年金情報等)	該当なし
年金基本額情報	該当なし
年金支払情報	該当なし
年金振込予定年月日情報	該当なし
未支給年金支払情報	該当なし

## 2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

情報	抽出条件
年金給付基本情報 (老齢厚生年金情報等)	受給権発生年月日 ≤ 指定日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 指定日 のデータを抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、 かつ、年金支給開始年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。
年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、



情報	抽出条件
	かつ、年金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。
年金振込予定年月日情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく最新の情報を抽出します。
未支給年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未支給年金支払情報を抽出します。

例の②2018年7月1日時点の条件で照会を行った場合、以下の情報が抽出されることとなります。

#### 年金給付情報の抽出結果例（時点指定）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報 （老齢厚生年金情報等）	年金の種類（年金コード）：1341 受給権発生年月日：2018-04-01 受給権失権年月日：2018-09-01
年金基本額情報	年金支給開始年月日：2018-06-01 年金支払額情報：1220000
年金支払情報	年金支払年月日：2018-06-15
年金振込予定年月日情報	該当なし（※）
未支給年金支払情報	未支給年金支払年月日：2018-10-15

※年金の受給権を失権している場合、同年度であっても年金振込予定年月日情報は設定されません。（以下同じ。）

### 3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

#### 年金給付情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
年金給付基本情報 （老齢厚生年金情報等）	受給権発生年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、受給権失権年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを全て抽出します。
年金基本額情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支給開始年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支給開始年月日が、受給権発生年月日から範囲開始年月日の期間に含まれる場合、当該年金支給開始年月日にて管理される年金基本額情報は抽出されません。当該年金基本額情報を照会する場合は、年金支給開始年月

情報		抽出条件
		日を含めるように照会条件の範囲を拡大、または時点指定を行ってください。
	年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づき、かつ、範囲開始年月日 ≤ 年金支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。 ※年金支払年月日は、受給権失権年月日より後の日付が設定されることがあるため、受給権に対するすべての年金支払情報を取得する際は、取得対象の年金支払年月日を含む照会条件を指定してください。
	年金振込予定年月日情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく最新の情報を抽出します。
	未支給年金支払情報	上記の条件で抽出される年金給付基本情報に紐づく未支給年金支払情報を全て抽出します。

例の③2016年2月1日～2018年12月12日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

#### 年金給付情報の抽出結果例（範囲指定③）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報(1) (老齢厚生年金情報等)	年金の種類（年金コード）：1340 受給権発生年月日：2016-04-01 受給権失権年月日：2017-03-31
年金基本額情報	年金支給開始年月日：2016-04-01 年金支払額情報：1220000
年金支払情報(1)	年金支払年月日：2016-06-15
年金支払情報(2)	年金支払年月日：2016-08-15
年金支払情報(3)	年金支払年月日：2016-10-15
年金支払情報(4)	年金支払年月日：2016-12-15
年金支払情報(5)	年金支払年月日：2017-02-15
年金支払情報(6)	年金支払年月日：2017-04-15
年金振込予定年月日情報	該当なし
未支給年金支払情報	該当なし
年金給付基本情報(2) (老齢厚生年金情報等)	年金の種類（年金コード）：1341 受給権発生年月日：2018-04-01 受給権失権年月日：2018-09-01
年金基本額情報(1)	年金支給開始年月日：2018-04-01 年金支払額情報：1150000
年金基本額情報(2)	年金支給開始年月日：2018-06-01

	年金支払額情報：1220000
年金支払情報(1)	年金支払年月日：2018-06-15
年金支払情報(2)	年金支払年月日：2018-08-15
年金振込予定年月日情報	該当なし
未支給年金支払情報	未支給年金支払年月日：2018-10-15

例の④2018年7月1日～2018年12月12日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

#### 年金給付情報の抽出結果例（範囲指定④）

情報	抽出結果（例）
年金給付基本情報(1) (老齢厚生年金情報等)	年金の種類（年金コード）：1341 受給権発生年月日：2018-04-01 受給権失権年月日：2018-09-01
年金基本額情報	該当なし ※年金支給開始年月日の変更記録が、指定された範囲内に含まれていないため、「該当なし」となります。
年金支払情報(1)	年金支払年月日：2018-08-15
年金振込予定年月日情報	該当なし
未支給年金支払情報	未支給年金支払日：2018-10-15

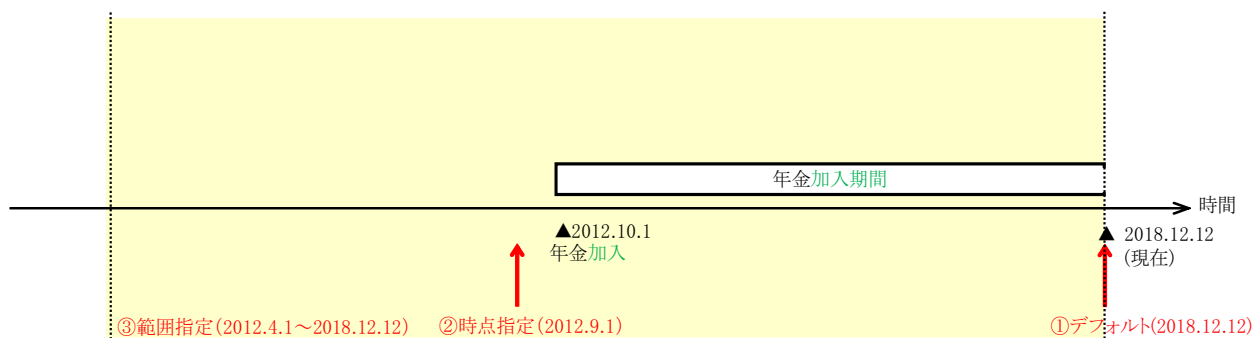
## 第2 年金加入期間情報の照会

年金加入期間情報は、20歳到達や就職・転職・退職などのイベント、保険料の納付や免除によって記録情報が生成され、副本データが副本月次で登録されます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

以下の例を基に、それぞれの照会条件において、情報照会を行ったときに提供する情報について説明します。

#### 【被保険者の例】

年金加入期間：2012（平成24）年10月1日～現在まで



## 1 デフォルト（既定）の照会

デフォルト（既定）で照会した場合、照会した日付に対して下表のとおり抽出が行われます。

情報	抽出条件
年金加入期間情報	加入期間自年月日 ≤ 照会日 かつ、加入期間至年月日 ≥ 照会日 のデータを抽出します。

例の場合は、①デフォルト（2018年12月12日時点）で照会することとなり、以下の情報が抽出されます。

### 年金加入期間情報の抽出結果例（デフォルト）

情報	抽出結果（例）
年金加入期間情報	加入期間自年月日：2012-10-01 加入期間至年月日：9999-12-31(加入中)

## 2 時点指定の照会

時点指定で照会を行う場合は、指定の日付に対して下表の条件で抽出を行います。

情報	抽出条件
年金加入期間情報	加入期間自年月日 ≤ 指定日 かつ、加入期間至年月日 ≥ 指定日 のデータを抽出します。

例の②2012年9月1日時点の条件で照会を行った場合、以下の情報が抽出されることとなります。

### 年金加入期間情報の抽出結果例（時点指定）

情報	抽出結果（例）
年金加入期間情報	加入期間自年月日：該当なし 加入期間至年月日：該当なし

## 3 範囲指定の照会

指定した期間（日範囲指定）で照会を行う場合は、指定した期間に対して下表の条件で抽出を行います。

情報	抽出条件
年金加入期間情報	加入期間自年月日 ≤ 範囲終了年月日 かつ、加入期間至年月日 ≥ 範囲開始年月日 のデータを全て抽出します。

例の③2012年4月1日～2018年12月12日の日範囲指定で照会を行う場合、以下の情報が抽出されることとなります。

年金加入期間情報の抽出結果例（範囲指定）

情報	抽出結果（例）
年金加入期間情報	加入期間自年月日：2012-10-01 加入期間至年月日：9999-12-31(加入中)

### 第3 障害手当金情報の照会

障害手当金は、支払が行われることにより生成され、月次で副本登録が行われます（副本登録のルールは、第2節を参照）。

それぞれの照会条件において情報照会を行ったときに提供する情報については以下のとおりです。

#### 1 デフォルト（既定）の照会

障害手当金記録情報の照会条件（デフォルト）

情報	抽出条件
障害手当金記録情報	障害手当金支払年月日 ≤ 照会日 のデータを直近1件抽出します。

#### 2 時点指定の照会

障害手当金記録情報の照会条件（時点指定）

情報	抽出条件
障害手当金記録情報	障害手当金支払年月日 ≤ 指定日 のデータを直近1件抽出します。

#### 3 範囲指定の照会

障害手当金記録情報の照会条件（範囲指定）

情報	抽出条件
障害手当金記録情報	範囲開始年月日 ≤ 障害手当金支払年月日 ≤ 範囲終了年月日 のデータを全て抽出します。

# 第4章 年金関係情報の実践的な確認方法

## 第1節 年金給付情報を照会した場合

年金給付情報を照会した際に、照会結果から実際にどの項目を参照して確認を行えばよいか、具体例に沿って説明していきます。

＜照会対象者の例＞

(対象者) 私学 太郎 (66歳・男性)

(受給中の年金) 新法老齢厚生年金・経過的職域加算額 (退職共済年金)

(失権した年金) 新法退職共済年金

(状況)

- ・2012(平成24)年8月、特別支給の退職共済年金の受給権が発生。在職中のため一部支給停止。
- ・2017(平成29)年8月、65歳到達により特別支給の退職共済年金が失権。本来支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額(退職共済年金)が新たに発生。在職中だが、停止計算の結果、支給停止はかからず全額支給。

2017(平成29)年1月～12月までの年金給付情報のイメージ図

●平成29年1月～12月												
年金基本額情報(年額ベースの情報)から読み解いた場合												
	439,181円(年額)が支給 ※527,023円(退職共済年金) - 87,841円(左職停止)			438,741円(年額)が支給 ※526,494円(退職共済年金) - 87,753円(左職停止)								
新法退職共済年金									特別支給の退職共済年金の失権 本来支給の老齢厚生年金の裁定 本来支給の経過的職域加算額の裁定			
経過的職域加算額 (退職共済年金)	年額改定											
新法老齢厚生年金												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
									1,089,568円(年額)が支給 ※602,341円(厚生年金) + 389,800円(加給年金) + 97,427円(経過的職域加算額)			
権利(年額・総額)	439,181	439,181	439,181	438,741	438,741	438,741	438,741	438,741	1,089,568	1,089,568	1,089,568	1,089,568
権利(月額・総額)	36598.4	36598.4	36598.4	36561.8	36561.8	36561.8	36561.8	36561.8	90797.3	90797.3	90797.3	90797.3
年金支給額情報(月額・振込額ベースの情報)から読み解いた場合												
新法退職共済年金		73200		73196		73123		73123	36561			-
経過的職域加算額 (退職共済年金)		-		-		-		-	8118			16237
新法老齢厚生年金		-		-		-		-	82678			165356
		2月15日 (12・1月分)		4月14日 (2・3月分)		6月15日 (4・5月分)		8月15日 (6・7月分)	10月13日 (8・9月分)			12月15日 (10・11月分)
振込総額		73200		73196		73123		73123	127357			181593
	2月定期支払は1円未満の端数積み上げあり											

# 第1 年金の受給権や基本額を知りたい場合

例示した対象者（私学 太郎）について、平成 29 年中の年金の受給権や基本額を確認したい場合の照会例をお示しします。

年金の受給権や基本額を確認したい場合は、情報照会結果の「年金基本情報」および「年金基本額情報」の各項目を確認します。

## 下記の条件で照会を実施

(照会対象) 特定個人情報 64

(照会方法) 範囲指定：2016（平成 28）年 4 月 1 日～2017（平成 29）年 12 月 31 日

※照会範囲を 2016（平成 28）年 4 月 1 日からと設定しているのは、2017（平成 29）年 1 月～3 月の年金支給額について、2016（平成 28）年 4 月の年額改定によって決定された金額であるため、2016（平成 28）年 4 月の年金額改定情報を確認する必要があるためです。

照会結果は、年金の種類（年金コード）毎に表示されます。

※ 照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない年金基本情報等のデータ項目も表示されることとなります。

<照会結果画面イメージ>  
本来支給の老齢厚生年金※65 歳到達で決定した年金

新法老齢厚生年金(1140)	
年金給付情報(私学共済関連)	
新法厚生年金情報	
新法老齢厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1140
直近年金支給額変更理由コード	111
① 年金基本情報	
受給年金制度情報	本来支給の老齢厚生年金
年金決定年月日	2017-10-27
受給権発生年月日	2017-08-23
受給権失権年月日	9999-12-31
年金支給停止理由コード(その1)	65
年金支給停止開始年月(その1)	201709
年金支給停止終了年月(その1)	999912
② 年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-09-01
年金支給額決定変更理由コード	111
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	389800
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	992141
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-09-01
年金支給額決定変更理由コード	007
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	389800
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	992141
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-09-01
年金支給額決定変更理由コード	010
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	389800
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	992141

**年金の受給権情報**  
左記の照会結果画面イメージの①で囲んだ「年金基本情報」から、本来支給の老齢厚生年金の受給権に関する情報を確認することができます。  
i 受給年金制度情報：本来支給の老齢厚生年金  
年金決定年月日：2017(平成 29)年 10 月 27 日  
受給権発生年月日：2017(平成 29)年 8 月 23 日  
受給権失権年月日：999912（＝未失権）  
年金支給停止理由：65（高在老停止）  
年金支給停止期間：2017(平成 29)年 9 月～現在

**年金の基本額情報**  
左記の照会結果画面イメージの②で囲んだ「年金基本額情報」から、年金の基本額に関する情報（年額）を確認することができます。  
なお、同一の支給開始年月日で複数の年金基本額情報が表示される場合は、その時点で複数の支給額決定変更理由に該当することを意味します（同一年月日の額情報を合算するものではありません。以下同じ）。  
i 年金支給開始年月日：2017(平成 29)年 9 月 1 日  
年金支給額決定変更理由コード  
：111（高在老停止）  
：007（加給改定（加算））  
：010（在職新規）  
子の加給年金額情報：0（＝子の加給加算なし）  
配偶者加給年金額情報：389,800（円）  
年金支給停止額情報：0（＝年金支給停止なし）  
年金支給額情報：992,141（円）

特別支給の退職共済年金※65歳到達で失権した年金

共済年金	
退職共済年金情報	
年金の種類(年金コード)	1170
直近年金支給額変更理由コード	111
① 年金基本情報	
受給年金制度情報	特別支給の退職共済年金
年金決定年月日	2012-10-09
受給権発生年月日	2012-08-23
受給権失権年月日	2017-08-23
年金支給停止理由コード(その1)	50
年金支給停止開始年月(その1)	201209
年金支給停止終了年月(その1)	201709
② 年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給額決定変更理由コード	111
年金支給停止額情報	87753
年金支給額情報	438741
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給額決定変更理由コード	000
年金支給停止額情報	87753
年金支給額情報	438741
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給額決定変更理由コード	111
年金支給停止額情報	87841
年金支給額情報	439181
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-04-01
年金支給額決定変更理由コード	000
年金支給停止額情報	87841
年金支給額情報	439181

年金の受給権情報

左記の照会結果画面イメージの①で囲んだ「年金基本情報」から、特別支給の退職共済年金の受給権に関する情報を確認することができます。

- i 受給年金制度情報：特別支給の退職共済年金  
年金決定年月日：2012(平成24)年10月9日  
受給権発生年月日：2012(平成24)年8月23日  
受給権失権年月日：2017(平成29)年8月23日  
年金支給停止理由：50(低在老停止)  
年金支給停止期間：2012(平成24)年9月～  
2017(平成29)年9月

年金の基本額情報

左記の照会結果画面イメージの②で囲んだ「年金基本額情報」から、年金の基本額に関する情報(年額)を確認することができます。

- i 年金支給開始年月日：2017(平成29)年4月1日  
年金支給額決定変更理由コード  
：111(低在老停止)  
：000(法律改正)  
年金支給停止額情報：87,753(円)  
年金支給額情報：438,741(円)
- ii 年金支給開始年月日：2016(平成28)年4月1日  
年金支給額決定変更理由コード  
：111(低在老停止)  
：000(法律改正)  
年金支給停止額情報：87,841(円)  
年金支給額情報：439,181(円)

本来支給の経過的職域加算額(退職共済年金)  
※65歳到達で決定した年金

退職共済年金情報	
年金の種類(年金コード)	1171
直近年金支給額変更理由コード	150
① 年金基本情報	
受給年金制度情報	本来支給の経過的職域
年金決定年月日	2017-09-15
受給権発生年月日	2017-08-23
受給権失権年月日	9999-12-31
② 年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-09-01
年金支給額決定変更理由コード	013
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	97427

年金の受給権情報

左記の照会結果画面イメージの①で囲んだ「年金基本情報」から、特別支給の退職共済年金の受給権に関する情報を確認することができます。

- i 受給年金制度情報：本来支給の経過的職域  
年金決定年月日：2017(平成29)年9月15日  
受給権発生年月日：2017(平成29)年8月23日  
受給権失権年月日：999912(未失権)

年金の基本額情報

左記の照会結果画面イメージの②で囲んだ「年金基本額情報」から、年金の基本額に関する情報(年額)を確認することができます。

- i 年金支給開始年月日：2017(平成29)年9月1日  
年金支給額決定変更理由コード  
：013(本来支給裁定)  
年金支給停止額情報：0(=年金支給停止なし)  
年金支給額情報：97,427(円)



年金基本額情報(年額ベースの情報)から読み解いた場合												
	439,181円(年額)が支給 ※527,022円(退職共済年金)- 87,841円(在職停止)			438,741円(年額)が支給 ※526,494円(退職共済年金)- 87,753円(在職停止)								
新法退職共済年金										特別支給の退職共済年金の失権 本来支給の老齢厚生年金の裁定 本来支給の経過的職域加算額の裁定		
経過的職域加算額 (退職共済年金)	→											
新法老齢厚生年金	→											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	年額改定											
									1,089,568円(年額)が支給 ※602,341円(厚生年金)+389,800円(加給年金)+97,427円(経過的職域加算額)			
権利(年額・総額)	439,181	439,181	439,181	438,741	438,741	438,741	438,741	438,741	1,089,568	1,089,568	1,089,568	1,089,568
権利(月額・総額)	36598.4	36598.4	36598.4	36561.8	36561.8	36561.8	36561.8	36561.8	90797.3	90797.3	90797.3	90797.3

この部分の内容を①から読み取ることができます。

この部分の内容を②から読み取ることができます。

例示した対象者は、一元化前（平成 27 年 9 月以前）に特別支給の退職共済年金（年金コード 1170）の受給権を得ていましたが、65 歳到達により当該特別支給は失権し、新たに一元化後（平成 27 年 10 月以後）の給付として、本来支給の老齢厚生年金（年金コード 1140）及び経過的職域加算額（退職共済年金）（年金コード 1171）の受給権を得たものです。

一元化後（平成 27 年 10 月以後）の私学事業団における年金給付については、一人で複数の年金受給権を持つことが多く、注意が必要です。

なお、一元化（平成 27 年 10 月）により廃止となった共済年金の職域相当部分に替わる給付として新たに創設された「退職等年金給付」については、本提供データに含まれません。

※「退職等年金給付」は、平成 27 年 10 月 1 日以後の私学共済制度の加入者期間がある者について、それぞれ次の要件によって決定されるものです。

\* 老齢給付：退職年金（終身退職年金, 有期退職年金）

- ・ 1 年以上の引き続く加入者期間を有すること 及び
- ・ 65 歳以上であること 及び
- ・ 退職していること（70 歳みなし退職を含む）

\* 障害給付：職務障害年金

- ・ 平成 27 年 10 月 1 日以後に初診日がある職務による傷病が原因で障害状態（障害等級 1～3 級に該当）になったこと

\* 遺族給付：職務遺族年金

- ・ 加入者が、平成 27 年 10 月 1 日以後に職務による原因で死亡したこと 又は
- ・ 加入者だった者が、平成 27 年 10 月 1 日以後に初診日がある職務による傷病が原因で死亡したこと 又は
- ・ 障害等級 1 級又は 2 級の職務障害年金の受給権者が死亡したこと

## 第2 年金の支払額を知りたい場合

例示した対象者について、2017（平成29）年1月～12月の支払実績を確認したい場合の照会例をお示しします。

支払実績を確認したい場合は、情報照会結果の「年金支払情報」の各項目を確認します。

下記の条件で照会を実施

（照会対象） 特定個人情報番号 64

（照会方法） 範囲指定：2017（平成29）年1月1日～12月31日

照会結果は下図のように表示されることとなります。

<照会結果画面イメージ>

本来支給の老齢厚生年金（1140）

年金給付情報(私学共済関連)	
新法老齢厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1140
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-12-15
年金支払額情報	165356
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-10-13
年金支払額情報	82678

経過的職域加算額（退職共済年金）  
（1171）

年金給付情報(私学共済関連)	
退職共済年金情報	
年金の種類(年金コード)	1171
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-12-15
年金支払額情報	16237
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-10-13
年金支払額情報	8118

特別支給の退職共済年金（1170）

年金給付情報(私学共済関連)	
退職共済年金情報	
年金の種類(年金コード)	1170
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-10-13
年金支払額情報	36561
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-08-15
年金支払額情報	73123
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-06-15
年金支払額情報	73123
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-04-14
年金支払額情報	73196
年金支払情報	
年金支払年月日	2017-02-15
年金支払額情報	73200

12/15  
の支払

10/13  
の支払

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない年金基本情報等のデータ項目も表示されることとなります。

#### 年金支払情報

今回の照会対象者（私学 太郎）は、2017（平成 29）年 8 月分までは特別支給の退職共済年金を、9 月分からは本来支給の老齢厚生年金と経過的職域加算額（退職共済年金）を受給していますので、実際に支払われた実績を確認する場合は、それぞれの支払額情報の金額を足し合わせることで、確認することができます。

※老齢厚生年金と退職共済年金の年金コードが違うため、特別支給が退職共済年金(1170)、本来支給が老齢厚生年金(1140)と経過的職域加算額(退職共済年金)(1171)の場合は、年金基本情報等のデータ表示順が「本来支給の老齢厚生年金(1140)」→「特別支給の退職共済年金(1170)」→「経過的職域加算額(退職共済年金)(1171)」となっています。

※退職等年金給付（新 3 階年金）の情報は照会結果には表示されません。そのため、支払額情報を足し合わせても振込額と一致しない場合があります。

- ・本来支給の老齢厚生年金（1140）
  - ① 年金支払年月日：2017（平成 29）年 12 月 15 日  
年金支払額情報：165356（円）
  - ② 年金支払年月日：2017（平成 29）年 10 月 13 日  
年金支払額情報：82678（円）
- ・本来支給の経過的職域加算額（退職共済年金）（1171）
  - ① 年金支払年月日：2017（平成 29）年 12 月 15 日  
年金支払額情報：16237（円）
  - ② 年金支払年月日：2017（平成 29）年 10 月 13 日  
年金支払額情報：8118（円）
- ・特別支給の退職共済年金（1170）
  - ① 年金支払年月日：2017（平成 29）年 10 月 13 日  
年金支払額情報：36561（円）
  - ② 年金支払年月日：2017（平成 29）年 8 月 15 日  
年金支払額情報：73123（円）
  - ③ 年金支払年月日：2017（平成 29）年 6 月 15 日  
年金支払額情報：73123（円）
  - ④ 年金支払年月日：2017（平成 29）年 4 月 14 日  
年金支払額情報：73196（円）
  - ⑤ 年金支払年月日：2017（平成 29）年 2 月 15 日  
年金支払額情報：73200（円）

年金支給額情報(月額・振込額ベースの情報)から読み解いた場合							
新法退職共済年金	73200	73196	73123	73123	36561	-	
経過的職域加算額 (退職共済年金)	-	-	-	-	8118	16237	
新法老齢厚生年金	-	-	-	-	82678	165356	
	2月15日	4月14日	6月15日	8月15日	10月13日	12月15日	
振込総額	73200	73196	73123	73123	127357	181593	

この部分の内容を読み取ることができます。

それぞれの支払額を足し合わせることで振込総額を確認することができます。

## 第2節 年金加入期間情報を照会した場合

年金加入期間情報を照会した際に、照会結果から実際にどの項目を参照して確認を行えばよいか、具体例に沿って説明していきます。

<照会対象者の例>

(対象者) 私学 太郎 (20歳・男性)

(現在の加入制度) 私学共済制度

(状況)

- ・2007(平成19)年4月1日、私学共済制度の加入者資格を取得
- ・2017(平成29)年8月3日、私学共済制度の加入者資格を喪失

### 第1 直近の加入期間情報を知りたい場合

例示した対象者(私学 太郎)について、直近の年金加入期間情報を確認したい場合の照会例をお示しします。

年金加入期間情報で年金の被保険者加入情報の確認をしたい場合は、情報照会結果の「加入期間情報」の各項目を確認します。

下記の条件で照会を実施

(照会対象) 特定個人情報番号 64

(照会方法) デフォルト(規定)

照会結果は下図のように表示されることとなります。

## <照会結果画面イメージ>

年金給付情報(私学共済関連)	
年金加入期間情報	
加入期間自年月日	2007-04-01
加入期間至年月日	2017-08-03
加入期間種類コード	401
加入期間月数	124

※照会結果画面イメージは、説明に不要な部分を除いていますが、本来はここに表示されていない納付記録情報等のデータ項目も表示されることとなります。

### 年金の加入期間情報

「年金加入期間情報」から、直近の加入記録に関する情報を確認することができます。

- ・資格取得年月日：2007（平成19）年4月1日
- ・資格喪失年月日：2017（平成29）年8月3日
- ・加入期間種類：加入者（コード401）・加入期間月数：124（月）

## 第3節 事業団が送付している書類に記載された内容と同様の 内容を確認したい場合

事業団から情報提供を行う各種データ項目において、現在事業団から年金受給者等へ送付している年金証書や通知書と同等の内容の一部を、照会結果から確認することができます。

この節では、これまで各種申請手続等において、年金受給者等に添付を求めていた通知等の書類を、情報照会の照会結果から内容を読み取ることができるよう、代表的な通知等と情報照会結果のイメージを照らし合わせて説明します。

※通知や照会結果のイメージにおける内容や数値は、説明における例示であるため、実際のものとは異なる場合があります。

### 第1 年金証書と同様の内容を知りたい場合

年金証書は、年金の裁定請求をした受給権者の方へ、年金の裁定（決定）が行われた場合に、その受給する年金の受給権の内容についてお知らせするものです。通常、事業団へ裁定請求書を提出してから2～3か月程度で年金受給者に送付されます。年金証書は年金の種類ごとに新規裁定時にのみ送付され、それ以降の年金額改定時には通知等でお知らせします。

## 〈年金証書〉

日本私立学校振興・共済事業団  
**年金証書**

年金の種類 老齢厚生年金 年金証書記号番号 61-999999D ②  
基礎年金番号 9500-999999 年金コード 1140

受給権者の氏名 私学 太郎  
受給権者生年月日 昭和27年 8月31日  
受給権発生年月 平成29年 8月 ③

厚生年金保険法により、上記の年金を決定したことを証します。  
平成29年10月1日 日本私立学校振興・共済事業団理事長

## 〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報(私学共済関連)

基礎年金番号	9500999999
年金加入月数合計情報	0392
新法厚生年金情報	
新法老齢厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1140
直近年金支給額変更理由コード	111
年金基本情報	
受給年金制度情報	本来支給の老齢厚生年金
年金決定年月日	2017-10-01
受給権発生年月日	2017-08-23

	年金証書の項目	データ項目	説明
①	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
②	年金コード	年金コード	対象の年金の年金コードを表示します。
③	受給権発生年月	受給権発生年月日	対象の年金の受給権発生年月を表示します。

## 第2 決定・改定・支給年金額変更通知書と同様の内容を知りたい場合

決定・改定・支給年金額変更通知書は、年金を決定したとき、年金額又は支給年金額を改定したとき等に、決定・改定後の年金額・支給年金額、変更となった理由等についてお知らせするものです。

〈決定・改定・支給年金額変更通知書〉老齢厚生年金の例

厚生年金保険 決定・改定・支給年金額変更通知書 N O. 決定年月日 ④ H29. 5.31

年金の種類	年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
① 老齢厚生年金	② 61-999999D	私学 太郎	S26. 7. 5
基礎年金番号	③ 9500-987654	年金コード① 1140	

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険の条文 老齢厚生年金 厚生年金保険法 第 4 2 条

2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 平成 29 年 4 月)

年金額の内訳

基本となる年金額 (円)	加給年金額 または加算額 (円)	繰上げ・繰下げによる減算・加算額 (円)	年金額 (円)
1,795,023	0	0	1,795,023

※基本となる年金額の内訳 (円) 報酬比例部分 1,701,781 定額部分 (経過の加算額) 93,242

加入期間の内訳

加入期間	月数
厚生年金保険の加入期間	483 月

平均標準報酬額等の内容

厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (平均標準報酬月額)
①平成15年3月までの期間	324 月	411,128 円
②平成15年4月以降の期間	159 月	729,884 円

加給年金額対象者等の内訳

加給年金額対象者
対象者 無

外国との通算協定期間

協定期間	0 月	他制度月数	0 月
------	-----	-------	-----

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

⑤	給付事由発生年月⑥	決定・改定・支給年金額変更事由⑦	年金額 (円)⑧	加給 (円)⑨	停止⑩		支給年金額 ①-② (円)⑪	支給年金額 変更年月	
					停止事由	停止額 (円)⑫			
1	H28. 7. 4	新規決定 (在職)	1,796,505	0	0	在職中	1,703,488	93,017	H28. 8
2	H29. 4. 1	法律改正	1,795,023	0	0	在職中	1,701,781	93,242	H29. 4.

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報(私学共済関連)	
基礎年金番号	9500987654
新法厚生年金情報	
新法老齢厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1140
直近年金支給額変更理由コード	111

年金基本情報	
受給年金制度情報	本来支給の老齢厚生年金
年金決定年月日	2016-08-19
受給権発生年月日	2016-07-25
受給権失権年月日	9999-12-31
年金支給停止理由コード(その1)	65
年金支給停止開始年月(その1)	201608
年金支給停止終了年月(その1)	999912
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給額決定変更理由コード	111
年金支給停止額情報	1701781
年金支給額情報	93242
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給額決定変更理由コード	000
年金支給停止額情報	1701781
年金支給額情報	93242
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-08-01
年金支給額決定変更理由コード	111
年金支給停止額情報	1703488
年金支給額情報	93017
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2016-08-01
年金支給額決定変更理由コード	010
年金支給停止額情報	1703488
年金支給額情報	93017

	通知書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧（別添1）を参照してください。
②	年金証書記号番号	—	事業団において独自に付番した年金証書記号番号を表示します。
③	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
④	決定年月日	—	年金の裁定処理（決定処理）を行った直近の年月日を表示します。
変更の履歴			
⑤	給付事由発生日	—	年金の決定・改定・支給の変更等事由が生じた年月日を表示します。
⑥	決定・改定・支給 年金額変更事由	年金支給額決定変更理由コード	支給年金額の決定または改定があった場合に、その変更理由を確認できます。同一の給付事由発生日で複数の理由に該当する場合は、複数行表示されることがあります。 ※年金支給額決定変更理由コードの見方については、変更理由コード一覧表（別添3）を参照してください。
⑦	年金額	—	支給停止をする前の年金額（年額換算）を表示します。加給年金額等の加算額も含まれます。
⑧	加給 配・子	—	加給年金の対象者となる配偶者・子の人数を表示します。
⑨	停止事由	年金支給停止理由コード	年金の支給を停止する事由を表示します。複数の停止事由に該当する場合は、複数表示します。 ※コード値の詳細については、停止事由コード一覧（別添2）を参照してください。
⑩	停止額	年金支給停止額情報	年金の支給停止額（年額換算）を表示します。
⑪	支給年金額	年金支給額情報	年金の支給額（年額換算）を表示します。 ⑧年金額から⑩停止額を差し引いた額になります。
⑫	支給年金額変更 年月	年金支給開始年月日	支給年金額が変更となる年月を表示します。 変更年月は年金支給開始年月日の属する月となります。



〈決定・改定・支給年金額変更通知書〉障害厚生年金の例

厚生年金保険 決定・改定・支給年金額変更通知書 NO. 決定年月日 ④ H29.10.10

年金の種類 ① 障害厚生年金	年金証書記号番号 ② 64-999999D-00	受給権者氏名 私学 一郎	生年月日 S30.10.10
基礎年金番号 ③ 9500-876543	年金コード① 1340		

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった厚生年金保険の条文 障害厚生年金 厚生年金保険法 第 47 条

2. この通知の最新の年金額等の内訳 (支給年金額変更年月 平成29年7月)

年金額の内訳		
報酬比例部分額(円)	加給年金額(円)	年金額(円)
458,429	224,300	682,729

※報酬比例部分額の内訳(円)			
私学厚年の額	一般厚年の額	公務員厚年の額	
458,429	0	0	

加入期間の内訳	
加入期間	月数
私学厚生年金の加入期間	83 月
一般厚生年金の加入期間	0 月
公務員厚生年金の加入期間	0 月

平均標準報酬額等の内容		
厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額(平均標準報酬月額)
私学厚年期間	①平成15年3月までの期間	83 月 171,576 円
	②平成15年4月以降の期間	0 月 0 円
一般厚年期間	①平成15年3月までの期間	0 月 0 円
	②平成15年4月以降の期間	0 月 0 円
公務員厚年期間	①平成15年3月までの期間	0 月 0 円
	②平成15年4月以降の期間	0 月 0 円

外国との通算協定期間	
協定期月数	0 月
他制度月数	0 月

障害の状況	
⑬ 障害級号	1 級 06 号
⑭ 診断書の種類	肢体障害
⑮ 次回診断書提出年月	平成32年7月

3. 年金の決定・改定及び支給年金額の変更の経過

⑤ 給付事由発生年月日	⑥ 決定・改定・支給年金額変更事由	⑦ 年金額(円)	⑧ 障害級号	⑨ 加給年金	⑩ 停止事由	⑪ 停止額(円)	⑫ 支給年金額(円)	⑬ 支給年金額変更年月
1 H29. 6.30	新規決定	682,729	1-06	有		0	682,729	
2 H29. 6.30	加給年金改定	682,729	1-06	有		0	682,729	H29. 7

加給年金対象者 生年月日 続柄 加給年金対象期間

〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報(私学共済関連)	
基礎年金番号	9500876543
新法厚生年金情報	
新法障害厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1340
障害初診年月日	1993-08-17
再認定年月	202007
障害等級コード	1
障害年金決定原因コード	06
障害診断書コード(その1)	6
業務上・外区分コード	2
直近年金支給額変更理由コード	007
年金基本情報	
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-07-01
年金支給額決定変更理由コード	007
配偶者加給年金額情報	224300
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	682729
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-07-01
年金支給額決定変更理由コード	001
配偶者加給年金額情報	224300
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	682729

	通知書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧（別添1）を参照してください。
②	年金証書記号番号	—	事業団において独自に付番した年金証書記号番号を表示します。
③	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
④	決定年月日	—	年金の裁定処理（決定処理）を行った直近の年月日を表示します。
変更の履歴			
⑤	給付事由発生日	—	年金の決定・改定・支給の変更等事由が生じた年月日を表示します。
⑥	決定・改定・支給 年金額変更事由	年金支給額決定変更理由コード	支給年金額の決定または改定があった場合に、その変更理由を確認できます。同一の給付事由発生日で複数の理由に該当する場合は、複数行表示されることがあります。 ※年金支給額決定変更理由コードの見方については、変更理由コード一覧表（別添3）を参照してください。
⑦	年金額	—	支給停止をする前の年金額（年額換算）を表示します。加給年金額等の加算額も含まれます。
⑧	加給年金	—	加給年金の対象者となる配偶者の有無を表示します。
⑨	停止事由	年金支給停止理由コード	年金の支給を停止する事由を表示します。複数の停止事由に該当する場合は、複数表示します。 ※コード値の詳細については、停止事由コード一覧（別添2）を参照してください。
⑩	停止額	年金支給停止額情報	年金の支給停止額（年額換算）を表示します。
⑪	支給年金額	年金支給額情報	年金の支給額（年額換算）を表示します。 ⑧年金額から⑩停止額を差し引いた額になります。
⑫	支給年金額変更年月	年金支給開始年月日	支給年金額が変更となる年月を表示します。 変更年月は年金支給開始年月日の属する月となります。

	通知書の項目	データ項目	説明
障害の状況			
⑬	障害級号	障害等級コード	各年金法に定める障害年金の等級（1～3 級）の直近を表示します。
		障害年金決定原因コード	各年金法に定める障害年金認定の原因コードの直近を表示します。 ※障害年金決定原因コードの詳細は、19 頁を参照してください。
⑭	診断書の種類	障害診断書コード	診断書の種類を表すコードを表示します。 ※障害診断書コードの詳細は、障害診断書コード一覧（別添5）を参照してください。
⑮	次回診断書提出年月	再認定年月	障害の程度を確認するための、次回の診断書提出年月を表示します。 ※再認定年月の詳細は、23 頁を参照してください。

### 第3 年金額改定通知書と同様の内容を知りたい場合

年金額改定通知書は、法律の規定により、賃金・物価変動率等による年金額の改定（条件に該当した場合はマクロ経済スライドによる調整が行われる）が行われたときに、改定後の年金額をお知らせするものです。

年金の種類		年金証書記号番号	受給権者氏名	生年月日
① 老齢厚生年金	② 61-88888D	私学 次郎	S30.11.11	
基礎年金番号		③ 9500-77777	年金コード ① 1140	

⑤ 事由発生年月日	⑥ 改定事由	⑦ 年金額(円) ①	停止		⑩ 支給年金額 ①-②(円)	⑪ 支給年金額 変更年月
			⑧ 事由	⑨ 停止額(円)②		
H29.4.1	法律改正	1,582,013	在職中 併給調整	1,582,013	0	H29.4

#### 〈情報照会結果のイメージ〉

年金給付情報(私学共済関連)	
基礎年金番号	950077777
新法厚生年金情報	
新法老齢厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1140
直近年金支給額変更理由コード	111
年金基本情報	
年金支給停止理由コード(その1)	03
年金支給停止開始年月(その1)	201603
年金支給停止終了年月(その1)	999912
年金支給停止理由コード(その2)	50
年金支給停止開始年月(その2)	201602
年金支給停止終了年月(その2)	202002
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給額決定変更理由コード	111
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	0
年金支給停止額情報	1582013
年金支給額情報	0
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-04-01
年金支給額決定変更理由コード	000
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	0
年金支給停止額情報	1582013
年金支給額情報	0

	通知書の項目	データ項目	説明
①	年金の種類	年金の種類（年金コード）	年金コードから年金の種類を判定します。 ※年金コードの詳細は、年金コード一覧（別添1）を参照してください。
②	年金証書記号番号	—	対象者の事業団における年金証書記号番号を表示します。
③	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
④	決定年月日	—	年金の改定処理を行った年月日を表示します。
⑤	事由発生日	—	年金額を改定した年月日を表示します。
⑥	改定事由	年金支給額決定変更理由コード	「000」（法律改正）と表示します。 毎年度の年金額改定を指します。
⑦	年金額	—	改定後の、支給停止をする前の年金額（年額換算）を表示します。加給年金額等の加算額も含まれます。
⑧	停止事由	年金支給停止理由コード	年金の支給を停止する事由を表示します。 複数の停止事由に該当する場合は、複数表示します。 ※コード値の詳細については、停止事由コード一覧（別添2）を参照してください。
⑨	停止額	年金支給停止額情報	年金の支給停止額（年額換算）を表示します。
⑩	支給年金額	年金支給額情報	年金の支給額（年額換算）を表示します。 ⑧年金額から⑩停止額を差し引いた額になります。
⑪	支給年金額変更年月	年金支給開始年月日	支給年金額が変更となる年月日を表示します。

※ 再交付による改定通知書の場合、上記の説明とは異なることがあります。

## 第4 「年金送金のお知らせ」と同様の内容を知りたい場合

「年金送金のお知らせ」は、金融機関等への口座振込で年金を受け取られている方に対して、事業団から年金受給者に毎年6月に6月から翌年4月まで毎回（2カ月に1回）支払われる金額をお知らせするものです。また、年金支払額や徴収税額に変更があった場合には、その都度お知らせしています。なお、年金支払額に変動が無い場合であっても、控除額がある場合、その都度お知らせしています。しかし、当該控除額が所得税のみであり、且つその所得税額に変動がない場合は、お知らせは行っておりません。

### 〈年金送金のお知らせ〉

### 〈情報照会結果のイメージ〉

年金送金のお知らせ		年金給付情報(私学共済関連)	
平成30年6月2日 日本私立学校振興・共済事業団		基礎年金番号	9500888888
平成30年6月定期支給期から下記の金額が支払われますのでお知らせします。		年金加入月数合計情報	0108
受給権者氏名 湯島 花子 (昭和30年4月3日生)		新法厚生年金情報	
年金証書記号番号 61-777777 (1)	(アルファベットは省略しています)	新法老齢厚生年金情報	
基礎年金番号 9500-888888 (10)		年金の種類(年金コード)	1140
送金先金融機関 マネアイト 普通預金 999****		直近年金支給額変更理由コード	000
平成30年6月定期支給期(平成30年6月15日)以降にお支払する金額	28,597 円	年金基本情報	
内訳は以下のとおりです		受給年金制度情報	本来支給の老齢厚生年金
算出上支給額 28,597 円	28,597 円	年金決定年月日	2018-05-12
内訳		受給権発生年月日	2018-04-01
C 2,376 円		受給権失権年月日	9999-12-31
D 26,221 円		年金基本額情報	
		年金支給開始年月日	2018-04-01
		年金支給額決定変更理由コード	000
		子の加給年金額情報	0
		配偶者加給年金額情報	0
		年金支給停止額情報	0
		年金支給額情報	157328
所得税(納付) 0 円	0 円	年金支払情報	
控除額(徴収額)		年金支払年月日	2018-06-15
差引支給額	28,597 円	年金支払額情報	26221
		所得税額情報	0
		介護保険料額情報	0
		国民健康保険料額情報	0
		後期高齢者医療保険料額情報	0
		住民税額情報	0
		共済年金	
		退職共済年金情報	
		年金の種類(年金コード)	1171
		直近年金支給額変更理由コード	000
		年金基本情報	
		受給年金制度情報	本来支給の経過的職域
		年金決定年月日	2018-05-12
		受給権発生年月日	2018-04-01
		受給権失権年月日	9999-12-31
		年金基本額情報	
		年金支給開始年月日	2018-04-01
		年金支給額決定変更理由コード	000
		年金支給停止額情報	0
		年金支給額情報	14257
		年金支払情報	
		年金支払年月日	2018-06-15
		年金支払額情報	2376
		所得税額情報	0
		介護保険料額情報	0
		国民健康保険料額情報	0
		後期高齢者医療保険料額情報	0
		住民税額情報	0

	通知の項目	データ項目	説明
①	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。年金コードの表示はありませんが、年金証書記号番号ごとに当該通知を作成・発送します。 年金証書記号番号は私学事業団固有の番号です。
共済年金及び厚生年金			
②	算出上支給額	(年金支払額情報)	下3段に記載される共済年金及び厚生年金を合算した算出上支給額を表示します。 なお、算出上支給額には加給年金等の加算もしくは在職に伴う停止額等が反映された後の金額を表示します。 表示される区分は AもしくはB：共済年金（～平成27年9月発生） C：経過的職域加算額（共済年金） D：厚生年金 のいずれかとなります。 ※税額等の控除がない場合は、A～Dの額が年金支払額情報と一致します。
③	退職一時金返還額	—	当該支払より退職一時金を返還している場合のみ表示されます。
④	介護保険料	介護保険料額情報	当該支払より介護保険料を特別徴収している場合のみ表示されます。
⑤	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料	国民健康保険料額情報・後期高齢者医療保険料額情報	当該支払より国民健康保険料もしくは後期高齢者医療保険料を特別徴収している場合のみ表示されます。
⑥	所得税	所得税額情報	当該支払より所得税が控除される場合には所得税（納付）、所得税を還付する場合には所得税（還付）と表示します。 ③・④と異なり、控除もしくは還付する場合が無い場合でも、当該所得税額（納付）0円として表示します。 なお、所得税については⑨で表示する退職年金と合算して計算、徴収を実施しています。
⑦	住民税	住民税額情報	当該支払より住民税を特別徴収している場合のみ表示されます。
⑧	控除額	—	当該支払より③～⑦以外の控除等が発生する場合のみ表示します。

	通知の項目	データ項目	説明
退職等年金給付			
⑨	算出上支給額	—	上段にはE（終身年金）を、下段にはF（有期年金）を表示します。F（有期年金）を一時金として受領済の場合は、Eのみ表示されます。なお、退職年金支給対象外の場合は斜線が入ります。当該年金の情報は情報照会結果には反映されません。
合計			
⑩	差引支給額	年金支払額情報	年金額（共済及び厚生年金）と年金額（退職年金）を合計した差引支給額を表示します。 ⑨退職等年金給付の支払がない場合は、年金支払額情報の合計額と一致します。 なお、⑩に表示があった場合であっても、「タンポセツテイチュウ」と当該通知に表示がある場合は、全額もしくは厚生年金部分のみ公庫への送金となるため、年金者への実際の送金額と差異があります。



## 第4節 事業団へ公用照会を行った際の回答様式に記載された

### 内容と同様の内容を確認したい場合

事業団から情報提供を行う各種データ項目においては、官公署等から事業団への公用照会に対して、事業団が回答している内容についても、照会結果から確認することができます。この節では、情報照会の照会結果から内容を読み取ることができるよう、現在事業団への公用照会が行われているもののうち、代表的なものの様式例と情報照会結果のイメージを照らし合わせて説明します。

### 第1 生活保護法関係の場合

生活保護の決定等にあたり、各福祉事務所等からの照会に対して、年金収入額等の回答を行っているものです。

私共 年 第 号  
平成 年 月 日

市福祉事務所長 様

日本私立学校振興・共済事業団  
理事長 ○ ○ ○ ○

年金の支給状況等について（回答）

平成 30 年 月 日付 第 号にて照会のありました件について、下記のとおり回答します。

記

年金受給権者氏名 私学 太郎（シガク タロウ）  
生 年 月 日 昭和 26 年 7 月 22 日  
年 金 の 種 類 ①退職共済年金 ②老齢厚生年金  
年金証書記号番号 ①61-777777D ②61-777777D  
基礎年金番号・年金コード ①9500-88888 ②1171 ③9500-88888 ④1140

改定年月日	支給開始月	支給年金額
平成 30 年 4 月 1 日	平成 30 年 4 月	① 14,257 円 ② 157,328 円

\*停止事由はありません。

支払年月日	支払対象月	算定額	徴収税額	差引支給額
平成 30 年 6 月 15 日	平成 30 年 4 月～平成 30 年 5 月	① 2,376 円 ② 26,221 円	0 円	28,597 円

\*当該年金からの控除はありません。  
\*支払繰越の調整により、毎年 2 月定期支給額に支給額に変動が生じることがあります。  
\*年金支給額に変更があった場合には、その都度本人あて変更の内容を通知します。

支 給 日 偶数月 15 日（15 日が土・日・曜日の場合は繰上げ）

【問い合わせ先】年金部年金第二課支給第一係 03-3813-5321（代表）

#### 年金給付情報(私学共済関連)

基礎年金番号	9500888888
年金加入月数合計情報	0108

#### 新法厚生年金情報

##### 新法老齢厚生年金情報

年金の種類(年金コード)	1140
直近年金支給額変更理由コード	111

#### 年金基本情報

受給年金制度情報	本来支給の老齢厚生年金
年金決定年月日	2017-08-12
受給権発生年月日	2017-07-21

#### 年金基本額情報

年金支給開始年月日	2017-08-01
年金支給額決定変更理由コード	000
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	0
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	157328

#### 年金支払情報

年金支払年月日	2018-06-15
年金支払額情報	26221
所得税額情報	0
介護保険料額情報	0
国民健康保険料額情報	0
後期高齢者医療保険料額情報	0
住民税額情報	0

#### 共済年金

##### 退職共済年金情報

年金の種類(年金コード)	1171
直近年金支給額変更理由コード	000

#### 年金基本情報

受給年金制度情報	本来支給の経過的職域
年金決定年月日	2017-08-12
受給権発生年月日	2017-07-21

#### 年金基本額情報

年金支給開始年月日	2017-08-01
年金支給額決定変更理由コード	000
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	14257

#### 年金支払情報

年金支払年月日	2018-06-15
年金支払額情報	2376
所得税額情報	0

54

	回答書の項目	データ項目	説明
①	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
②	年金コード	年金コード	対象者の年金コードを表示します。
③	支給年金額	年金支給額情報	加給年金額を加え、支給停止額を差し引いた支給額が表示されます。
④	支給状況	年金支払情報	支払年月日、支払額が表示されます。

## 第2 精神保健福祉法関係の場合

障害基礎年金又は障害厚生年金が支給されている者より市区町村等に対して精神障害者保健福祉手帳の交付申請があった場合に、障害の年金の受給状況等の照会に対して、回答を行っているものです。

<p>私共第一第 号 平成 29 年 月 日</p> <p>様</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団 理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p>精神障害者保健福祉手帳の認定事務にかかる 障害の年金の障害等級等について（回答）</p> <p>で照会のあった障害の年金の障害等級等について、下記のとおり回答いたします。</p> <p>記</p> <p>年金証書記号番号 64-999999D00 氏名 私学 花子 生年月日 昭和 40 年 1 月 1 日 住所</p> <p>① 障害等級 3 級 1 3 号 ② 診断書コード 7 ③ 傷病コード 6 ④ 障害の種別 精神障害 ⑤ 受給状況 受給中</p>	<p>年金給付情報(私学共済関連)</p> <p>基礎年金番号 9500555555</p> <p>新法厚生年金情報</p> <p>新法障害厚生年金情報</p> <p>年金の種類(年金コード) 1340 障害初診年月日 2016-03-10 再認定年月 202010 障害等級コード 3 障害年金決定原因コード 13 障害診断書コード(その1) 7 障害診断書コード(その2) 0 障害診断書コード(その3) 0 第三者行為コード 0 業務上・外区分コード 2 直近年金支給額変更理由コード 000</p> <p>年金基本情報</p> <p>受給年金制度情報 厚生年金 年金決定年月日 2017-10-20 受給権発生年月日 2017-09-10 受給権失権年月日 9999-12-31 時効該当年月 999912 年金支給停止理由コード(その1) (業務的事由) 年金支給停止開始年月(その1) (業務的事由) 年金支給停止終了年月(その1) (業務的事由) 失権理由コード 00</p> <p>年金基本額情報</p> <p>年金支給開始年月日 2017-09-01 年金支給額決定変更理由コード 001 配偶者加給年金額情報 0 年金支給停止額情報 0 年金支給額情報 584500</p> <p>年金支払情報</p> <p>年金支払年月日 2017-12-15 年金支払額情報 97416 介護保険料控除情報 0 国民健康保険料控除情報 0 後期高齢者医療保険料控除情報 0 住民税額情報 0</p> <p>年金振込予定年月日情報</p> <p>年金振込予定年月日 2018-02-15</p>
--	--

	回答書の項目	データ項目	説明
①	障害等級	障害等級コード	各年金法に定める障害年金の等級（1～3級）を表示します。
		障害年金決定原因コード	各年金法に定める障害年金認定の原因を表示します。 ※障害年金決定原因コードの詳細は、19頁を参照してください。
②	診断書コード	障害診断書コード	診断書の種類を表すコードを表示します。 ※障害診断書コードの詳細は、障害診断書コード一覧（別添7）を参照してください。
③	傷病コード	—	障害年金をどのような傷病による認定で行ったかについて、コードを表示します。 データ上の項目にはありません。
④	障害の種類	—	障害の種類について、「精神障害」「その他の別」等を表示します。 データ上の項目にはありません。
⑤	受給状況	年金支給停止開始年月 年金支給停止終了年月	障害年金の受給状況及び停止状況を表示します。 停止がある場合、その停止期間を確認できます。
		年金支給停止額情報 年金支給額情報	障害年金の受給状況及び停止状況を表示します。 停止がある場合、その停止額を確認できます（停止がなければゼロを表示します）。 支給がある場合、その支給額を確認できます（支給がなければゼロを表示します）。

### 第3 児童扶養手当法関係の場合

児童扶養手当の支給申請があった場合等において、市町村等からの年金受給状況についての照会に対して、回答を行っているものです。

The diagram illustrates the mapping between a response letter and a pension information table. Red, blue, and orange boxes and arrows link specific data points in the letter to the corresponding rows in the table.

**Response Letter Content:**

- 基礎年金番号: ① 9500-888888
- 年金コード: ② 1171
- 決定年金額等: ③

**Pension Information Table:**

年金給付情報(私学共済関連)	
基礎年金番号	9500888888
年金加入月数合計情報	0367
新法厚生年金情報	
新法老齢厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1140
年金基本情報	
受給年金制度情報	本来支給の老齢厚生年金
受給権発生年月日	2017-08-23
受給権失権年月日	9999-12-31
年金支給停止理由コード(その1)	65
年金支給停止開始年月(その1)	201709
年金支給停止終了年月(その1)	999912
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-09-01
年金支給額決定変更理由コード	111
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	999900
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	992141
共済年金	
退職共済年金情報	
年金の種類(年金コード)	1171
年金基本情報	
受給年金制度情報	本来支給の経過的職域
受給権発生年月日	2017-08-23
受給権失権年月日	9999-12-31
年金支給停止理由コード(その1)	(業務的事由)
年金支給停止開始年月(その1)	(業務的事由)
年金支給停止終了年月(その1)	(業務的事由)
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2017-09-01
年金支給額決定変更理由コード	013
子の加給年金額情報	0
配偶者加給年金額情報	0
年金支給停止額情報	0
年金支給額情報	97427

	回答書の項目	データ項目	説明
①	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
②	年金コード	年金コード	対象者の年金コードを表示します。
③	決定年金額	年金基本額情報	支給停止額、支給額が表示されます。

## 第4 労災保険法及び健康保険法関係の場合

労働者災害補償保険法及び健康保険法に基づく給付の決定に当たり、関係機関からの年金受給状況の照会に対し、回答を行っているものです。

私学共済関係  
基礎年金番号 9500888888  
新法厚生年金情報  
新法老齢厚生年金情報  
年金の種類(年金コード) 1140  
年金基本情報  
受給年金制度情報 本来支給の老齢厚生年金  
受給権発生年月日 2017-08-23  
受給権失権年月日 9999-12-31  
年金基本額情報  
年金支給開始年月日 2017-09-01  
年金支給額決定変更理由コード 111  
子の加給年金額情報 0  
配偶者加給年金額情報 999900  
年金支給停止額情報 0  
年金支給額情報 992141

共済年金  
退職共済年金情報  
年金の種類(年金コード) 1171  
年金基本情報  
受給年金制度情報 本来支給の経過的職域  
受給権発生年月日 2017-08-23  
受給権失権年月日 9999-12-31  
年金基本額情報  
年金支給開始年月日 2017-09-01  
年金支給額決定変更理由コード 013  
子の加給年金額情報 0  
配偶者加給年金額情報 0  
年金支給停止額情報 0  
年金支給額情報 97427

改定年月	年金額	停止額	改定の事由
平成 29 年 9 月	97,427 円	0 円	65歳到達に伴う額決定
平成 29 年 9 月	992,141 円	0 円	在任停止料金の変更

	回答書の項目	データ項目	説明
①	基礎年金番号	基礎年金番号	対象者の基礎年金番号を表示します。
②	年金コード	年金コード	対象者の年金コードを表示します。
③	決定年金額	年金基本額情報	支給停止額、支給額が表示されます。
④	改定の事由	年金支給額決定変更理由コード	支給額の改定事由のコードを表示します。

## 別添 コード値一覧

---

## 別添1 年金コード一覧表

年金コード	制度	年金種別
114X	新法厚年	老齢厚生年金（第4号厚年）
134X		障害厚生年金（第4号厚年）
144X		遺族厚生年金（第4号厚年）
117X	新共済	退職共済年金・経過的職域加算額（退職共済年金）
137X		障害共済年金・経過的職域加算額（障害共済年金）
147X		遺族共済年金・経過的職域加算額（遺族共済年金）
016X	旧共済	退職年金・減額退職年金
026X		通算退職年金
036X		障害年金
046X		遺族年金
096X		通算遺族年金

「X」は通常「0」を表示しますが、同一年金の2度目以降の年金決定の場合は1以上の数字を表示します。

## 別添2 停止理由コード一覧表

停止事由		停止説明	新法厚生年金			新共済年金 /旧共済年金			経過的職域 (新共済年金)		
コード	内容		老齢	遺族	障害	退職	遺族	障害	退職	遺族	障害
01	再就職停止	年金受給権発生後の私学再加入による60歳前の在職中停止	-	-	-	○	-	○	-	-	-
02	他制度加入高所得停止	H16.4.1前の他制度加入中の高所得者にかかる停止(H16.4.1で停止コード70へ切替え)	-	-	-	○	-	-	-	-	-
03	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの停止	○	○	○	○	○	○	○	○	○
04	加給停止(本人)	加給年金額を他で受給中の停止(優先順位により加給年金額の停止を行う)	○	-	-	○	-	-	-	-	-
05	加給停止(配偶)	配偶者が老齢満了の年金を受給しているとき、障害給付を受給しているときの、加給年金額の停止	○	-	○	○	-	○	-	-	-
06	寡婦加算停止(中高齢/経過)	遺族給付の受給権者(妻)が40歳未満のとき、遺族基礎年金を受給しているとき、他実施機関で寡婦加算を受給しているときの、寡婦加算の停止	-	○	-	-	○	-	-	-	-
07	職務上調整停止(障害/遺族)	労基補償、労災補償受給による停止	-	○	○	-	○	○	-	○	○
08	若年停止	受給権者が60歳未満のときの停止	-	○	-	○	○	-	-	○	-
09	給付制限停止	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときの、職域(経過的職域)の停止。職域(経過的職域)が全額停止又は50/100の停止となる	-	-	-	○	○	○	○	○	○
10	失業給付停止	失業給付(基本手当)受給中による停止。報酬比例部分が停止となる	○	-	-	○	-	-	-	-	-
11	私学加入中の職域停止	私学在職中による職域(経過的職域)の停止	-	-	-	-	-	-	○	-	○
13	遺族調整(老齢相当分停止)	遺族給付：老齢給付相当分の停止 退職給付：遺族共済年金の職域(経過的職域)と退職共済年金の職域(経過的職域)の停止が逆転したときに、老齢給付で差額を停止するもの	-	○	-	○	○	-	○	○	-
15	加給停止(子)	障害基礎年金で子の加算を受給中による、加給年金額(子)の停止	○	-	-	○	-	-	-	-	-
17	第三者加害	第三者加害行為による損害賠償と年金給付の二重支給の防止するための停止	-	○	○	-	○	○	-	○	○
40	老基全繰停止	老齢基礎年金の繰上げ受給による、定額部分の老齢基礎年金相当部分の停止	○	-	-	○	-	-	-	-	-
41	28調整不該当停止	繰上げ受給による老齢給付の障害特例該当者が障害不該当となったことによる、繰上げ調整額の停止	○	-	-	○	-	-	-	-	-
50	低在老停止	65歳前の在職中による停止	○	-	-	○	-	○	-	-	-
51	低在老停止(28繰上)	繰上げ受給による老齢給付の65歳前の在職中による停止	○	-	-	○	-	-	-	-	-
55	雇用継続給付停止	高年齢継続給付受給中による停止	○	-	-	○	-	-	-	-	-
60	旧高在老停止	H14.3以前に65歳到達した者の私学在職中の停止(標準給付月額が44万以上であるとき、停止率により停止する)	-	-	-	○	-	○	-	-	-
65	高在老停止	65歳以上の在職中による停止	○	-	-	○	-	○	-	-	-
70	他制度停止	H16.4.1~H27.9.30で他制度加入中による停止(H27.10.1以降は停止コード50又は65に切替え)	-	-	-	○	-	○	-	-	-
75	高在老停止(70歳以上)	70歳以上の在職中による停止(H27.10.1以降は停止コード65に切替え)	-	-	-	○	-	○	-	-	-
80	申出停止	受給権者本人からの申し出による停止。2以上の同一種別の給付を受給中は、同時に申出停止となる	○	○	○	○	○	○	○	○	○
81	同一順位内支給停止	先順位者が支給中のため後順位者が全額停止となる	-	○	-	-	-	-	-	○	-
82	障害不該当待機	障害不該当中の支給停止	-	-	○	-	-	-	-	-	○
90	加給差止(現況)	加給対象者の現況届け出待ちによる加給年金額(配偶者)の差止め停止	○	-	○	○	-	○	-	-	-
91	加給支払保留	自制度内併給、配偶者老齢満了年金受給による加給停止届出待ちの差止め停止	○	-	○	○	-	○	-	-	-
92	加給差止(離婚分割)	標準報酬分割による加給年金額(配偶者)の失権届出待ちの差止め停止	○	-	○	○	-	○	-	-	-



## 別添 3 決定変更理由コード一覧表

＜新法老齢厚生年金＞年金コード114x に該当する場合		
決定変更理由コード	内容	説明
000	法律改正	マクロ経済スライドによる年金額改定（再評価率等の変更による年金額改定）または物価スライドの変更による年金額改定
001	退職新規	退職者の第4号老齢厚生年金の新規裁定（特別支給、本来支給とも）
003	退職改定	私学共済加入者（第4号厚生年金被保険者）が退職したときの年金額の期間改定
005	特例該当改定	障害特例または長期（44年）特例に該当したことにより、定額部分を加算する改定
007	加給改定（加算）	加給年金額を加算する改定
008	特例不該当改定	障害特例の該当者が障害不該当（障害等級3級未満）となったときの改定
009	加給改定（失権）	加給年金額を失権する改定
010	在職新規	在職者の第4号老齢厚生年金の新規裁定（特別支給、本来支給とも）
013	本来支給裁定	特別支給の決定者に対する、65歳到達による本来支給の決定（裁定替え）
014	喪失改定	私学共済加入者（第4号厚生年金被保険者）が70歳到達し、厚生年金の被保険者資格を喪失したとみなされること（70歳みなし喪失）による年金額の期間改定
015	特例支給年齢到達改定（繰上げ）	繰上げによる年金受給者が特例支給開始年齢に到達したことによる年金額の期間改定
016	65歳改定（繰上げ）	繰上げによる年金受給者が65歳に到達したことによる年金額の期間改定
035	特例支給年齢到達改定（繰上げ自動改定）	繰上げによる年金受給者が特例支給開始年齢に到達したことによる改定（年金算定基礎の変更なし）
036	65歳改定（繰上げ自動改定）	繰上げによる年金受給者が65歳に到達したことによる改定（年金算定基礎の変更なし）
050	繰下げ請求改定	本来支給の繰下げ請求による裁定
060	合意分割	離婚等により標準報酬（賞与）を合意分割したことによる改定
065	3号分割	離婚等により標準報酬（賞与）を3号分割したことによる改定
080	協定替えによる改定	社会保障協定適用による受給権者が協定種別の切替を行うための改定
111	低在老停止、高在老停止	在職中の停止にかかる支給額の改定 在職中の年金受給者について、在職停止の計算を行う都度、この改定が作成される。 例）新規裁定、総報酬月額相当額の変更（標準報酬月額改定、賞与支給有無）、厚生年金保険再適用（再就職）、厚生年金被保険者種別の変更（転職）等 ※停止コード：50,51,65
115	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの支給停止の改定 ※停止コード：03
116	併給調整停止解除	併給調整停止となっていたものの支給停止を解除する改定（年金選択の変更等）
124	低在老停止解除、高在老停止解除、再就職停止解除	在職中の停止となっていたものの支給停止を解除する改定（在職中の停止の解除）
125	加給停止（本人・配偶者）、加給差止、加給支払保留	加給年金額を支給停止する改定 ※停止コード：04,05
126	加給停止（本人・配偶者）解除	加給年金額の支給停止を解除する改定
131	失業給付停止	失業給付（基本手当）受給中による支給停止の改定 ※停止コード：11
132	失業給付停止解除	失業給付（基本手当）受給による支給停止を解除する改定
133	雇用継続給付停止	高齢雇用継続給付受給中による支給停止の改定 ※停止コード：55
134	雇用継続給付停止解除	高齢雇用継続給付受給による支給停止を解除する改定
135	老基金繰上	老齢基礎年金の繰上げ受給により定額部分の老齢基礎年金相当を支給停止する改定 ※停止コード：40
140	加給停止（子）	子に対する加給年金額を支給停止する改定 ※停止コード：15
141	加給停止（子）解除	子に対する加給年金額の支給停止を解除する改定
144	28調整不該当停止	繰上げ受給による老齢給付の障害特例該当者が、障害不該当となったことにより繰上げ調整額を支給停止する改定 ※停止コード：41
145	28調整不該当停止解除	障害再該当により繰上げ調整額の支給停止を解除する改定
180	申出停止	受給権者本人からの申し出により支給停止する改定 ※停止コード：80
181	申出停止解除	受給権者本人からの申し出による支給停止を解除する改定
182	第三者加害	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するため、年金を支給停止する改定 ※停止コード：17
183	第三者加害解除	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するための支給停止を解除する改定
＜新法遺族厚生年金＞年金コード144x に該当する場合		
決定変更理由コード	内容	説明
000	法律改正	マクロ経済スライドによる年金額改定（再評価率等の変更による年金額改定）または物価スライドの変更による年金額改定
001	新規裁定	新規裁定
006	同順位改定	同順位相手の遺族失権による年金額改定
007	加給改定（加算）	遺族基礎年金（子）の受給有無により、年金額から基礎年金相当を控除するときの年金額改定 （基礎年金控除がない場合も、遺族基礎年金（子）の受給者を管理するために使用する）
009	加給改定（失権）	遺族基礎年金（子）の失権により、年金額からの基礎年金相当の控除を止めるときの年金額改定 （基礎年金控除がない場合も、遺族基礎年金（子）の受給者を管理するために使用する）
013	65歳改定	65歳到達により中高齢寡婦加算から経過の寡婦加算に切り替える改定
034	寡婦加算改定	40歳到達により中高齢寡婦加算を行うための改定
070	老齢給付額変更等による改定	老齢給付との先あて対象者の計算要素変更（老齢給付額、遺族給付額の変更）による年金額改定
080	協定替えによる改定	社会保障協定適用による受給権者が協定種別の切替を行うための改定
113	若年停止	遺族給付の受給権者（夫・父母・祖父母）が60歳未満のときの支給停止の改定 ※停止コード：08
114	若年停止解除	60歳未満であった遺族給付の受給権者（夫・父母・祖父母）が60歳に到達したことにより支給停止を解除する改定

## 別添 3 決定変更理由コード一覧表

決定変更理由コード	内容	説明
115	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの支給停止の改定 ※停止コード：03
116	併給調整停止解除	併給調整停止となっていたものの支給停止を解除する改定（年金選択の変更等）
117	職務上調整停止解除	労基補償受給による支給停止を解除する改定
127	寡婦加算停止	中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算を支給停止する改定 ※停止コード：06
128	寡婦加算停止解除	中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算の支給停止を解除する改定
136	職務上調整停止	労基補償受給による支給停止の改定 ※停止コード：07
170	遺族調整（老齢相当分停止）	老齢給付との先あてにおいて老齢給付相当分を支給停止する改定
171	遺族調整（老齢相当分停止解除）	老齢給付との先あてにおいて老齢給付相当分の支給停止を解除する改定
180	申出停止	受給権者本人からの申し出により支給停止する改定 ※停止コード：80
181	申出停止解除	受給権者本人からの申し出による支給停止を解除する改定
182	第三者加害	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するため、年金を支給停止する改定 ※停止コード：17
183	第三者加害解除	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するための支給停止を解除する改定
184	同一順位内支給停止	先順位者が支給中のため後順位者の年金を支給停止する改定 ※停止コード：81
185	同一順位内支給停止解除	先順位者が支給中のため停止となっていた後順位者の支給停止を解除する改定
<b>&lt;新法障害厚生年金&gt;年金コード134x に該当する場合</b>		
決定変更理由コード	内容	説明
000	法律改正	マクロ経済スライドによる年金額改定（再評価率等の変更による年金額改定）または物価スライドの変更による年金額改定
001	退職新規	退職者の障害厚生年金の新規裁定
004	等級変更・障害再該当	障害等級の変更による年金額改定 障害不該当であった者の場合は障害再該当となる
007	加給改定（加算）	加給年金額を加算する改定
009	加給改定（失権）	加給年金額を失権する改定
010	在職新規	在職者の障害厚生年金の新規裁定
060	合意分割	離婚等により標準報酬（賞与）を合意分割したことによる改定
065	3号分割	離婚等により標準報酬（賞与）を3号分割したことによる改定
071	中間額情報変更	私学が支払い実施機関（取りまとめ実施機関）となった受給権者について、他実施機関の障害給付中間額が変更となったときの年金額改定
080	協定替えによる改定	社会保障協定適用者の協定種別の切替を行うための改定
115	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの支給停止の改定 ※停止コード：03
116	併給調整停止解除	併給調整停止となっていたものの支給停止を解除する改定（年金選択の変更等）
117	職務上調整停止解除	労基補償受給による支給停止を解除する改定
125	加給停止（本人・配偶者）、加給差止、加給支払保留	加給年金額を支給停止する改定 ※停止コード：04,05
126	加給停止（本人・配偶者）解除	加給年金額を支給停止を解除する改定
136	職務上調整停止	労基補償受給による支給停止の改定 ※停止コード：07
180	申出停止	受給権者本人からの申し出により支給停止する改定 ※停止コード：80
181	申出停止解除	受給権者本人からの申し出による支給停止を解除する改定
182	第三者加害	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止のため、年金を支給停止する改定 ※停止コード：17
183	第三者加害解除	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するための支給停止を解除する改定
186	障害不該当待機	障害不該当となったことによる支給停止の改定 ※停止コード：82
187	障害不該当待機解除	障害不該当となったことにより支給停止となっていた者が障害再該当し、支給停止を解除する改定
<b>&lt;新法退職共済年金、旧法退職年金・減額退職年金、旧法通算退職年金&gt;年金コード117x、016x、026x に該当する場合</b>		
決定変更理由コード	内容	説明
000	法律改正	マクロ経済スライドによる年金額改定（再評価率等の変更による年金額改定）または物価スライドの変更による年金額改定
001	退職新規	退職者の新規裁定（特別支給、本来支給とも）
003	退職改定	私学共済加入者（第4号厚生年金被保険者）が退職したときの年金額の期間改定
004	老基繰上	老齢基礎年金の一部繰上げにより、支給開始年齢前に定額部分を均して支給開始するための年金額改定
005	特例該当改定	障害特例または長期（44年）特例に該当したことにより、定額部分を加算する改定
006	年齢到達改定	支給開始年齢の到達により、定額部分を加算する改定
007	加給改定（加算）	加給年金額を加算する改定
008	特例不該当改定	障害特例の該当者が障害不該当（障害等級3級未満）となったときの改定
009	加給改定（失権）	加給年金額を失権する改定
010	在職新規	在職者の新規裁定（特別支給、本来支給とも）
012	裁定替改定	旧法退職年金・減額退職年金の、昭和61年4月からの額計算変更による年金額改定
013	本来支給裁定	特別支給の決定者に対する、65歳到達による本来支給の決定（裁定替え）
015	特例支給年齢到達改定（繰上げ）	繰上げによる年金受給者が特例支給開始年齢に到達したことによる年金額の期間改定
016	65歳改定（繰上げ）	繰上げによる年金受給者が65歳に到達したことによる年金額の期間改定
020	未裁定職域支給改定	本来支給の第4号老齢厚生年金受給権発生後に、要件を満たして本来支給の経過的職域加算額（退職共済年金）を決定するもの（特別支給の退職共済年金受給権者であったものに限る）
021	20年到達改定（期間改定）	私学共済加入期間（第4号厚生年金被保険者期間）が通算20年に到達したことによる期間改定（職域乗率変更、退職一時金期間算入）

## 別添3 決定変更理由コード一覧表

決定変更理由コード	内容	説明
024	新方式導入改定	旧法退職年金・減額退職年金が昭和61年4月以降に私学共済に再加入したことによる額計算の改定 (新共済年金額計算の導入)
029	みなし高齢者	旧法期間21年以上あり者が70歳、80歳到達時にみなし年金額に高齢者加算を行う改定
030	DBコンバート	昭和61年3月のデータベース記録変換のための改定 ※年金受給者に通知するものではありません
035	特例支給年齢到達改定(繰上げ自動改定)	繰上げによる年金受給者が特例支給開始年齢に到達したことによる改定(年金算定基礎の変更なし)
036	65歳改定(繰上げ自動改定)	繰上げによる年金受給者が65歳に到達したことによる改定(年金算定基礎の変更なし)
040	全繰老基に伴うみなし基礎控除改定	老齢基礎年金の全部繰上により、みなし従前保障額から老齢基礎年金額の控除を行うための年金額改定
050	繰下げ請求改定	本来支給の繰下げ請求による裁定
060	合意分割	離婚等により標準報酬(賞与)を合意分割したことによる改定
065	3号分割	離婚等により標準報酬(賞与)を3号分割したことによる改定
080	協定替えによる改定	社会保障協定適用者の協定種別の切替を行うための改定
111	低在老停止、高在老停止	在職中の停止にかかる支給額の改定 在職中の年金受給者について、在職中の計算を行う都度、この改定が作成される。 平成27年9月以前は、私学共済加入者に対する停止に限る。賞与支給(有無)、厚生年金保険再適用(再就職)、厚生年金被保険者種別の変更(転職)等 ※停止コード: 50, 51, 60, 65, 75
113	若年停止	受給権者が60歳未満のときの支給停止の改定 ※停止コード: 08
114	若年停止解除	60歳未満であった受給権者が60歳に到達したことにより支給停止を解除する改定
115	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの支給停止の改定 ※停止コード: 03
116	併給調整停止解除	併給調整停止となっていたものの支給停止を解除する改定(年金選択の変更等)
118	他制度加入高所得停止	H16.4.1前の他制度加入中の高所得者にかかる支給停止の改定 ※停止コード: 70
119	他制度加入高所得停止解除	H16.4.1前の他制度加入中の高所得者にかかる支給停止であったものの停止解除による改定
120	給付制限停止	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときの、職域(経過的職域)の支給停止の改定。職域(経過的職域)が全額停止又は50/100の停止となる ※停止コード: 09
121	給付制限停止解除	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときの、職域(経過的職域)の支給停止の解除する改定
123	再就職停止	私学再加入による60歳前の在職中の支給停止の改定 ※停止コード: 01
124	低在老停止解除、高在老停止解除、再就職停止解除	在職中の支給停止を解除する改定
125	加給停止(本人・配偶者)、加給差止、加給支払保留	加給年金額を支給停止する改定 ※停止コード: 04, 05
126	加給停止(本人・配偶者)解除	加給年金額の支給停止を解除する改定
131	失業給付停止	失業給付(基本手当)受給中による支給停止の改定 ※停止コード: 11
132	失業給付停止解除	失業給付(基本手当)受給による支給停止を解除する改定
133	雇用継続給付停止	高齢雇用継続給付受給中による支給停止の改定 ※停止コード: 55
134	雇用継続給付停止解除	高齢雇用継続給付受給による支給停止を解除する改定
135	老基全繰停止	老齢基礎年金の繰上げ受給により定額部分の老齢基礎年金相当を支給停止する改定 ※停止コード: 40
138	他制度停止	H16.4.1~H27.9.30で他制度加入中による支給停止の改定 ※停止コード: 70
139	他制度停止解除	H16.4.1~H27.9.30で他制度加入中による支給停止を解除する改定
140	加給停止(子)	子に対する加給年金額を支給停止する改定 ※停止コード: 15
141	加給停止(子)解除	子に対する加給年金額の支給停止を解除する改定
144	28調整不該当停止	繰上げ受給による老齢給付の障害特例該当者が、障害不該当となったことにより繰上げ調整額を支給停止する改定 ※停止コード: 41
145	28調整不該当停止解除	障害再該当により繰上げ調整額の支給停止を解除する改定
150	私学加入中の職域停止	私学在職中により職域(経過的職域)を支給停止する改定 ※停止コード: 11
151	私学加入中の職域停止解除	私学在職中による職域(経過的職域)の支給停止を解除する改定
170	遺族調整(老齢相当分停止)	遺族共済年金の職域(経過的職域)と退職共済年金の職域(経過的職域)の停止が逆転したときに、退職給付で差額を支給停止する改定
171	遺族調整(老齢相当分停止解除)	遺族共済年金の職域(経過的職域)と退職共済年金の職域(経過的職域)の停止の逆転による、退職給付からの支給停止を解除する改定
180	申出停止	受給権者本人からの申し出により支給停止する改定 ※停止コード: 80
181	申出停止解除	受給権者本人からの申し出による支給停止を解除する改定
<新法遺族共済年金、旧法遺族年金、旧法通算遺族年金>年金コード147x、046x、096xに該当する場合		
決定変更理由コード	内容	説明
000	法律改正	マクロ経済スライドによる年金額改定(再評価率等の変更による年金額改定)または物価スライドの変更による年金額改定
001	新規裁定	新規裁定
005	転給	先順位の遺族失権による後順位の遺族の新規裁定
006	同順位改定	同順位相手の遺族失権による年金額改定
007	加給改定(加算)	遺族基礎年金(子)の受給有無により、年金額から基礎年金相当を控除するときの年金額改定 (基礎年金控除がない場合も、遺族基礎年金(子)の受給者を管理するために使用する)
009	加給改定(失権)	遺族基礎年金(子)の失権により、年金額からの基礎年金相当の控除を止めるとききの年金額改定 (基礎年金控除がない場合も、遺族基礎年金(子)の受給者を管理するために使用する)
013	65歳改定	65歳到達により中高齢寡婦加算から経過的寡婦加算に切り替える改定

## 別添3 決定変更理由コード一覧表

決定変更理由コード	内容	説明
028	みなし寡婦加算	60歳到達によりみなし従前保障額に寡婦加算額を加算するための改定
029	みなし高齢者	旧法期間21年以上あり者が70歳、80歳到達時にみなし年金額に高齢者加算を行うための改定
070	退職共済年金等の額の改定による改定	老齢給付との先受対象者の計算要素変更（老齢給付額、遺族給付額の変更）による年金額改定
080	協定替えによる改定	社会保障協定適用による受給権者が協定種別の切替を行うための改定
113	若年停止	受給権者（夫・父母・祖父母）が60歳未満のときの支給停止の改定 ※停止コード：08
114	若年停止解除	60歳未満であった受給権者（夫・父母・祖父母）が60歳に到達したことにより支給停止を解除する改定
115	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの支給停止の改定 ※停止コード：03
116	併給調整停止解除	併給調整停止となっていたものの支給停止を解除する改定（年金選択の変更等）
117	職務上調整停止解除	労災補償受給による支給停止を解除する改定
120	給付制限停止	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときに職域（経過的職域）を支給停止する改定 ※停止コード：09
121	給付制限停止解除	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときの職域（経過的職域）の支給停止を解除する改定
127	寡婦加算停止	中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算を支給停止する改定 ※停止コード：06
128	寡婦加算停止解除	中高齢寡婦加算、経過的寡婦加算の支給停止を解除する改定
136	職務上調整停止	労災補償受給による支給停止の改定 ※停止コード：07
170	遺族調整（老齢相当分停止）	老齢給付相当分を支給停止する改定 ※停止コード：13
171	遺族調整（老齢相当分停止解除）	老齢給付相当分の支給停止を解除する改定
180	申出停止	受給権者本人からの申し出により支給停止する改定 ※停止コード：80
181	申出停止解除	受給権者本人からの申し出による支給停止を解除する改定
182	第三者加害	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止のため、年金を支給停止する改定
183	第三者加害解除	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止のための支給停止を解除する改定
184	同一順位内支給停止	先順位者が支給中のため後順位者の年金を支給停止する改定 ※停止コード：81
185	同一順位内支給停止解除	先順位者が支給中のため停止となっていた後順位者の支給停止を解除する改定
<b>&lt;新法障害共済年金、旧法障害年金&gt;年金コード137x、036x に該当する場合</b>		
決定変更理由コード	内容	説明
000	法律改正	マクロ経済スライドによる年金額改定（再評価率等の変更による年金額改定）または物価スライドの変更による年金額改定
001	退職新規	退職者の障害共済年金の新規裁定
004	等級変更・障害再該当	障害等級の変更による年金額改定 障害不該当であった者の場合は障害再該当となる
005	障害不該当	障害不該当による失権または支給停止の改定
007	加給改定（加算）	加給年金額を加算する改定
009	加給改定（失権）	加給年金額を失権する改定
010	在職新規	在職者の障害共済年金の新規裁定
012	裁定替え	旧法障害年金の、昭和61年4月からの額計算変更による年金額改定
029	みなし高齢者	旧法期間21年以上あり者が70歳、80歳到達時にみなし年金額に高齢者加算を行うための改定
030	DBコンバート	昭和61年3月のデータベース記録変換のための改定 ※年金受給者に通知するものではありません
060	合意分割	離婚等により標準報酬（賞与）を合意分割したことによる改定
065	3号分割	離婚等により標準報酬（賞与）を3号分割したことによる改定
080	協定替えによる改定	社会保障協定適用者の協定種別の切替を行うための改定
111	低在老停止、高在老停止	在職中の停止にかかる支給額の改定 在職中の年金受給者について、在職停止の計算を行う都度、この改定が作成される。 私学共済加入者に対する停止に限る。 例）新規裁定、総報酬月額相当額の変更（標準報酬月額改定、賞与支給有無）、厚生年金保険再適用（再就職）、厚生年金被保険者種別の変更（転職）等 ※停止コード：50, 51, 60, 65, 75
115	併給調整停止	給付事由が異なる2つ以上の年金の受給権があり、別事由の年金を受給しているときの支給停止の改定 ※停止コード：03
116	併給調整停止解除	併給調整停止となっていたものの支給停止を解除する改定（年金選択の変更等）
117	職務上調整停止解除	労災補償受給による支給停止を解除する改定
118	他制度加入高所得停止	H16.4.1前の他制度加入中の高所得者にかかる支給停止の改定 ※停止コード70
119	他制度加入高所得停止解除	H16.4.1前の他制度加入中の高所得者にかかる支給停止であったものの停止解除による改定
120	給付制限停止	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときに職域（経過的職域）を支給停止する改定 ※停止コード：09
121	給付制限停止解除	禁固刑、公務懲戒解雇相当に該当したときの職域（経過的職域）の支給停止を解除する改定
123	再就職停止	私学再加入による60歳前の在職中の支給停止の改定 ※停止コード：01
124	低在老停止解除、高在老停止解除、再就職停止解除	在職中の支給停止を解除する改定
125	加給停止（本人・配偶者）、加給差止、加給支払保留	加給年金額を支給停止する改定 ※停止コード：04, 05
126	加給停止（本人・配偶者）解除	加給年金額の支給停止を解除する改定
136	職務上調整停止	労災補償受給による支給停止の改定 ※停止コード：07
138	他制度停止	H16.4.1～H27.9.30で他制度加入中による支給停止の改定 ※停止コード：70
139	他制度停止解除	H16.4.1～H27.9.30で他制度加入中による支給停止を解除する改定
150	私学加入中の職域停止	私学在職中により職域（経過的職域）を支給停止する改定 ※停止コード：11
151	私学加入中の職域停止解除	私学在職中による職域（経過的職域）の支給停止を解除する改定

## 別添 3 決定変更理由コード一覧表

決定変更理由コード	内容	説明
180	申出停止	受給権者本人からの申し出により支給停止する改定 ※停止コード：80
181	申出停止解除	受給権者本人からの申し出による支給停止を解除する改定
182	第三者加害	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するため、年金を支給停止する改定 ※停止コード：17
183	第三者加害解除	第三者加害行為による損害賠償との二重支給の防止するための支給停止を解除する改定
186	障害不該当待機	障害不該当となったことによる支給停止の改定 ※停止コード：82
187	障害不該当待機解除	障害不該当となったことにより支給停止となっていた者が障害再該当し、支給停止を解除する改定

## 別添4 未支給年金支払者続柄コード一覧表

コード	(内容)
01	妻
02	夫
03	妻
04	夫
20	配偶者
21	子
22	遺厚年停止解除された子
23	父母
24	孫
25	祖父母
26	兄弟姉妹
27	三親等内の親族
31	子
32	父
35	父
36	祖父
38	祖父
45	母
46	祖母
48	祖母
52	孫
56	兄弟姉妹
62	孫
75	甥姪
88	母
90	子
95	その他
96	その他
97	その他
98	その他
99	本人

## 別添5 診断書コード一覧表

コード	(内 容)
＜新法＞以下の年金コードに該当する場合 134X 137X	
1	永久固定
2	呼吸器疾患
3	呼吸器疾患
4	聴力・口腔
5	眼の障害
6	肢体障害
7	精神疾患
8	腎疾患・肝疾患・糖尿病
9	血液・造血器・その他
＜旧法＞以下の年金コードに該当する場合 036X	
1	永久固定
2	呼吸器疾患
3	呼吸器疾患
5	眼・聴力・口腔
6	肢体障害
7	精神疾患
8	腎疾患・肝疾患・糖尿病
9	その他の障害

## 別添6 受給権者続柄コード

コード	(内 容)
01	妻
02	夫
11	子(長男)
12	子(次男)
13	子(三男)
14	子(四男)
15	子(五男)
16	子(六男)
17	子(七男)
18	子(八男)
19	子(九男)
21	子(長女)
22	子(次女)
23	子(三女)
24	子(四女)
25	子(五女)
26	子(六女)
27	子(七女)
28	子(八女)
29	子(九女)
32	父
36	祖父
46	祖母
52	孫(男)
62	孫(女)
88	母

## 別添 7 加入期間種類コード

コード	内容	説明
401	加入者	年金の算定基礎になる期間
402	加入者 (旧)	退職年金・減額退職年金の算定基礎になる期間 ※国民年金老齢基礎年金の算定基礎にならない期間
403	加入者 (共)	退職共済年金の算定基礎になる期間 ※国民年金老齢基礎年金の算定基礎にならない期間
404	加入者 (障)	退職一時金を全額受給した期間であり、障害給付で退職一時金の返還が生じた期間 ※障害給付及び国民年金老齢基礎年金の算定基礎になるが、退職共済年金の算定基礎にはならない期間
405	*加入者	退職一時金を受給した期間であり、年金の決定・改定時に返還が生じる期間 ※年金の算定基礎になる期間
406	*加入者 (旧)	退職一時金を受給した期間であり、年金の決定・改定時に返還が生じた期間 ※退職年金・減額退職年金の算定基礎になるが、国民年金老齢基礎年金の算定基礎にはならない期間
407	*加入者 (共)	退職一時金を受給した期間であり、年金の決定・改定時に返還が生じた期間 ※退職共済年金の算定基礎になるが、国民年金老齢基礎年金の算定基礎にはならない期間
408	*一時金決定者	退職一時金を全額受給した期間であり、65歳又は老齢基礎年金の受給権発生以後に退職一時金の返還が生じる期間 ※年金の算定基礎になるが、国民年金老齢基礎年金の算定基礎にはならない期間
501	一時金決定者	退職一時金を全額受給した期間 (月数≠0) ※年金の算定基礎にならない期間
601	一時金決定者	脱退一時金を受給した期間 (月数=0) ※年金の算定基礎にならない期間
603	障害手当金受給期間	障害手当金を受給した期間 ※年金の算定基礎になる期間
604	通則外期間	加入者であるが、法令により年金の算定期間から除かれた期間 (月数=0)
605	還付済期間	同月内の取得・喪失で、次の年金制度に加入したことにより、私学共済の保険料 (掛金) を還付した期間 (月数=0)